

平成21年9月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年9月28日～29日

場 所 第3委員会室

平成21年 9月28日（月曜日）

午前10時01分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第4号）
- 議案第5号 平成21年度宮崎県公営企業会計
（電気事業）補正予算（第2号）
- 議案第7号 警察関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 教育関係の公の施設に関する条
例の一部を改正する条例
- 議案第14号 宮崎県高等学校等生徒修学支援
基金条例
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- その他報告事項
 - ・銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法
律（許可要件の厳格化）の概要について
 - ・振り込め詐欺撲滅のための抑止対策について
 - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価について
 - ・都城農業高校が出荷した生乳からの検査段階
における抗生物質被検出案件について
 - ・「大麻等薬物」に関するアンケート調査結果
について
 - ・平成21年度全国高等学校総合体育大会及び全
国中学校体育大会の結果について
 - ・「スポレクみやざき2009」について
 - ・第33回全国高等学校総合文化祭三重大会の結
果について
 - ・工業用水道施設配水管の漏水について

出席委員（8人）

委 員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	松 田 勝 則
委 員	中 村 幸 一
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
警 務 部 長	根 本 純 史
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	椎 葉 今 朝 邦
生 活 安 全 部 長	横 山 登
刑 事 部 長	松 尾 清 治
交 通 部 長	中 原 雅 男
警 備 部 長	柄 本 重 敏
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	日 高 昭 二
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	上 久 保 岩 男
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	石 川 義 英
刑 事 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 部 参 事 官	原 則 人
総 務 課 長	湯 地 幸 一
交 通 規 制 課 長	桑 畑 孝 徳

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 （ 総 括 ）	米 原 隆 夫

教 育 次 長 (教育政策担当)	黒 木 正 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
財 務 福 利 課 長	井 上 貴
学 校 政 策 課 長	児 玉 淳 郎
学 校 支 援 監	山 本 真 司
全国高等学校総合 文化祭推進室長	稲 元 雅 彦
特別支援教育室長	瀬 川 健 治
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫
生 涯 学 習 課 長	興 梶 正 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 重 雄
全国スポーツ・レクリ エーション祭推進室長	川井田 和 人
文 化 財 課 長	清 野 勉
人権同和教育室長	厨 子 透

企業局

企 業 局 長	日 高 幸 平
副 局 長 (総 括)	弓 削 孝 幸
副 局 長 (技 術)	岡 田 義 美
総 務 課 長	橋 口 貴 至
経 営 企 画 監	新 穂 伸 一
工 務 課 長	相 葉 利 晴
電 気 課 長	本 田 博
施 設 管 理 課 長	白 々 澤 宗 一
総 合 制 御 課 長	山 下 雄 一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
議事課主査	花 畑 修 一

○横田委員長 ただいまから文教警察企業常任

委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

警察本部においでいただきました。御苦勞さまでございます。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、本部長並びに関係部長の説明をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 7月17日付で警察本部長を命ぜられました鶴見でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

横田委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察業務全般にわたりまして、深い御理解、御支援を賜っておりますことをこの場をおかりしまして、まずもって厚くお礼を申し上げます。

委員会の冒頭でございますけれども、おわびを申し上げなければならない事態が発生いたしましたこと、まことに申しわけない限りでございますけれども、去る9月18日の深夜、当県警察官が、わいせつ行為を行いまして逮捕されるという事案が発生いたしました。警察官としてあるまじき行為であり、まことに申しわけない限りでございます。被害者の方はもとより、委員の皆様方、県民の皆様方に対して深くおわびを申し上げる次第でございます。

この上は、当該警察官の行為につきまして、捜査の結果を踏まえまして、厳正に対処してまいりますとともに、他の職員に対しましても身上指導、並びに倫理教養の徹底をいたしまして、再発の防止に努めますとともに、職員一丸となりまして職務に精励をいたしまして、県民の皆様方の信頼回復に努めてまいり所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御審議いただきます公安委員会関係の議案につきましては、予算議案では、「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」を、条例議案につきましては、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を、また報告といたしまして、「損害賠償額を定めたことについて」、さらにその他の報告といたしまして、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要について」、及び「振り込め詐欺撲滅のための抑止対策について」の5件の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明・報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほかに執行部職員に変更がございましたので紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料1をごらんください。番号2の警務部長が7月3日付の人事異動により変更となっております。警務部長の根本警視正でございます。

なお、本日は、運転免許課長が体調不良のため欠席しております。

以上でございます。

○根本警務部長 それでは、私のほうから平成21年9月定例県議会提出の議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係につきまして御説明をさせていただきます。

まず、お手元の平成21年9月定例県議会提出議案の4ページをごらんいただきたいと思えます。今回の警察本部の補正予算は、本年6月に引き続きまして、国が平成21年度一次補正で経済危機対策として行いました地域活性化・経済危機対策臨時交付金に資する事業を実施するものでございます。内容としましては、警察車両の更新整備費、警察施設の改修費、交通安全施設整備費等でありまして、総額1億2,620万5,000円の措置をお願いするものでございます。今回の補正予算によりまして、補正後の警察費は、297億4,803万9,000円となります。なお、この予算額につきましては、恩給及び退職年金費を含んだ額でございます。

それでは、その予算の内容について御説明いたします。平成21年度9月補正歳出予算説明資料の249ページをお開きいただきたいと思えます。最初に、（款）警察費（項）警察管理費（目）警察本部費（事項）運営費、補正額572万2,000円でございます。これは、説明欄に記載してございます1地上デジタル化対応事業572万2,000円でございます。今般、経済危機対策として県が全庁的に整備することに伴いまして、警察本部におきましても、県民の利用に広く供しているテレビや、執務室に設置しているテレビ合わせて77台の更新整備を行うものでございます。今回の整備によりまして、県民の利便性の向上を図るとともに、必要な情報取得による円滑な業務運営と経済の活性化に寄与したいと考えております。

次に、（目）整備費（事項）整備費、補正額886万5,000円でございます。これは、警察車両の更新整備と新型インフルエンザに対応する装備品の整備を行うものでございます。まず、説明欄の1警察車両の計画的更新整備事業214

万2,000円について御説明いたします。警察車両につきましては、本年の6月補正におきましても、本年の12月末までに車検期限が到来する車両4台の更新整備を行っているところでございますけれども、今回の補正でさらに、来年の3月末までに車検期限の到来する車両2台を前倒しして整備することとしております。警察車両を計画的に更新し、安全な運行の確保と維持費の軽減を図るとともに、地球温暖化対策の一環としまして低燃費車、低公害車に更新することで、二酸化炭素の排出を削減し、地球に優しい低炭素社会の実現に寄与したいと考えております。

次に、説明欄の2でございますが、新型インフルエンザに対する警察活動基盤整備事業672万3,000円について御説明いたします。これは既に国内で発生しております新型インフルエンザの蔓延状況にかんがみまして、これから冬場にかけて新型インフルエンザが大流行した際の対策としまして、流行地区で初動措置を行う警察官用の感染症防護キットやマスク等を緊急整備するものでございます。事件・事故の捜査を行う捜査員や交番等の警察官は、新型インフルエンザが流行している地域におきましても、事件・事故等あらゆる警察事象に迅速かつ的確に対応する必要がございますが、同地区で活動する警察官が感染したり、警察官を介して流行地区以外で第三者に感染させるといった事態があってはなりません。今回の緊急整備によって、警察官が二次感染源となることを防止し、流行地区でも通常の警察活動を行うことで、地域の安全と安心を確保していきたいと考えているところでございます。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費、補正額3,033万円でございます。内容は、説

明欄の1その他警察施設営繕費(1)科学捜査研究室改修等事業3,033万円でございます。国が全国一斉にDNA型鑑定機器を増強配分することに伴いまして、その機器を受け入れるために警察本部内にある科学捜査研究室を改修するとともに、実験台等の備品を整備するものでございます。DNA型鑑定技術につきましては、飛躍的に進歩しており、近年、犯罪の立証や公判維持におけるDNA型鑑定の必要性が増大しておりまして、それに伴って鑑定件数も全国的に急激に増加している現状でございます。そのため、警察庁に対して鑑定機器の増強を要求していたところでございますが、今回の補正予算におきまして、国からDNA型鑑定機器が整備されることとなったものでございます。今回の増強によりまして、鑑定作業の効率化が図られ、早期の事件解決や犯罪の立証、公判維持に寄与できるものと考えているところでございます。

最後に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)交通安全施設整備事業費、補正額8,128万8,000円でございます。内容は説明欄に記載しております1信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費8,128万8,000円でございます。これは、西日や朝日の影響によりまして、点灯していない信号灯器が、あたかも点灯しているかのように見える疑似点灯現象によりまして、交通事故の発生が懸念される43カ所をLED式の信号灯器に更新整備するものでございます。

このLED式信号灯器でございますが、疑似点灯が起こらず、視認性も極めて良好でございます。また、消費電力につきましても、電球式の信号灯器の4から5分の1であるため、電気料金の低減が可能であるほか、電力使用による二酸化炭素の発生を抑止できるため、環境への負

荷を減らすことにもつながります。今回の更新によりまして、視認性の向上による交通事故防止と消費電力の節約、二酸化炭素排出量の削減による環境への配慮に貢献したいと考えております。議案第1号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第7号の「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。改正の内容につきましては、お手元に配付してございます資料2に基づいて説明をさせていただきます。なお、議案書はお手元の平成21年9月定例県議会提出議案の21ページに関連の内容を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

改正の理由につきましては、新規に手数料が追加されたものとしまして、75歳以上の者が銃砲刀剣類の所持許可を受ける場合または猟銃等の所持許可を更新する場合に、認知機能検査を受けること、また、猟銃の所持許可または更新を受ける場合に、猟銃の捜査及び射撃技能に関する講習の受講が必要となること、さらには、14歳以上18歳未満の者が射撃指導を受けるための年少射撃資格認定講習及び年少射撃資格認定が必要となるためでございます。

また、手数料の見直しが行われるものとしましては、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化が図られまして、審査項目が追加されますことから、銃砲刀剣類所持許可や更新等の手数料についても、それぞれ条例の一部改正をする必要が生じたものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、資料2の別表にございますように、まず、新たに設けられる手数料は、認知機能検査手数料、猟銃の操作及び射撃技能に関する講習手数料、年少射

撃資格認定申請手数料、年少射撃資格認定証書換え手数料、年少射撃資格認定書再交付手数料、年少射撃資格講習手数料の6つでございます。また、見直しを行う手数料につきましては、銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料、猟銃技能検定手数料、猟銃又は空気銃所持許可更新申請手数料、射撃教習資格認定申請手数料、射撃練習資格認定申請手数料の5つでございます。改正となる金額は、それぞれ資料に記載してあるとおりでございます。

これらにつきましては、銃砲刀剣類所持等取締法の関係手数料を定めた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、本年の8月28日付で公布されておりました。当該手数料が新設または変更されたものでございます。

この法改正に伴う条例の施行日につきましては、本条例案において、条例公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日としておりますことから、本年の12月4日を予定しているところでございます。

続きまして、「損害賠償額を定めたこと」について、御説明させていただきます。これは、お手元の資料の平成21年9月定例県議会提出報告書の3ページの上から3番目の事案でございます。

これは、宮崎市内において出張捜査中でありました日南警察署の警察官が、公用車を運転しまして駐車場から発進・左折する際に、左側後方の安全確認が不十分であったために、左側に駐車していた普通乗用車に接触した物損事故でございます。相手方の車両の修理費用としまして、18万880円を損害賠償金として県費で支払ったものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○横山生活安全部長 それでは、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」（許可要件の厳格化）の概要について、お手元の資料3により御説明させていただきます。

まず、1番目の改正の背景等であります。若干補足的な話になりますけれども、我が国では、銃砲刀剣類の所持について、歴史的に厳しい規制が行われてきましたけれども、そのことが今日の良好な治安を維持してきた要因の一つでございます。とりわけ、銃砲につきましましては、本来、動物の捕獲あるいは人を殺傷する道具として製造開発され、極めて危険な物でありますことから、昭和33年に制定されました「銃砲刀剣類所持等取締法」いわゆる銃刀法でございますけれども、この法律で猟銃等の所持が一般的に禁止され、例外的に、社会的有用性がある場合に限って、公安委員会の許可を受け、所持が認められるということとされております。

さて、今回の銃刀法の一部改正は、昭和55年以来、およそ30年ぶりの抜本的な見直しでございますけれども、その背景は、平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した公安委員会許可に係る散弾銃使用の殺傷事件のほか、全国で銃砲所持者による凶悪事件、あるいは規制対象にない刃物使用の凶悪犯罪が発生したことによるものでございます。

主な改正としては、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大、これはダガーナイフの規制のことですけれども、15センチ未満の剣、これが規制の対象になるということでもあります。2つ目が銃砲刀剣類の所持許可要件を厳格化、3つ目が実包等の弾の所持に関する規制の強化、これは所持状況を記録化するということでもあります。4つ目が銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化、これは公務所、医師等に対す

る紹介規定を法的に整備したということでもありますけれども、もう一つが猟銃安全指導員制度というものが新設されまして、猟銃所持者の中でリーダー的立場の方による安全意識・技術の向上を推進する制度であります。

それでは、このうち、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化について、資料の2番の改正の概要により御説明いたします。まず、1点目が銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加であります。現行の欠格事由といたしますのは、昭和55年に一部改正が行われたものでありまして、一定の凶悪な罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者、一定の精神障害あるいはアルコール中毒にある者、そして暴力団関係者などが欠格事由の対象とされておりました。しかし、ストーカー行為や配偶者暴力に絡む凶悪事件の発生など、近年犯罪情勢や新しい法律の制定などを踏まえまして、これらのものの銃砲所持について、現行のままでは十分ではないことから、ストーカー行為や配偶者暴力を行った者のほか、破産者、禁固以上の刑に処せられた者、自殺のおそれのある者などが新たに欠格事由として追加されたものであります。

2点目ですけれども、高齢者に対する認知機能検査の導入であります。これは、猟銃及び空気銃の所持者の高齢化により、加齢に伴う認知機能の低下によるものと思われる違反や事故などが発生しておりますことから、平成19年の道路交通法の一部改正と同様に、75歳以上の方が更新または新たに許可を受けようとするときにおける認知機能の検査が義務化されたというものであります。

3点目が、銃砲所持許可に係る申請書への専門医の診断書添付の義務化であります。これまで銃砲の所持許可や更新の際に提出される医師

の診断書と申しますのは、実態として、精神科等以外の医師によるものがほとんどでございました。心身の状態をよりの確に診断されることが好ましいということから、銃砲刀剣類の所持許可またはその更新を受けようとする方は、申請に際し、精神科医などの専門医の作成した診断書を添付することとされたものです。

4点目が、射撃技能に関する講習の受講義務の新設であります。これまでに発生した事故の中で装弾の脱包確認、弾が入っているか否かの確認、あるいは矢先の安全確認、射撃する方向の安全確認のことでありますけれども、その確認等の基本的な操作や、射撃技能が低下したことによるものと考えられる事故がその大半を占めておりますことから、猟銃の所持許可の更新を受けようとする方については、あらかじめ、射撃技能に関する講習を受け、その課程を終了しなければならないこととされました。

最後に、5点目でありますけれども、年少者の空気銃の所持の制限であります。これまで14歳から18歳未満の年少者が射撃競技目的で空気銃を所持、保管することについては、猟銃などと同様であり、これに加えて、競技団体の推薦書を添付することで所持が許可されてまいりました。しかしながら、年少者は、一般的に心身が未熟で、成人に比べて危険物を適切に保管管理する能力が劣っておることから、射撃競技空気銃の所持及び保管を直接行うことはできず、そのかわりに当該年少者の指導に当たる射撃指導員が所持保管することとされたものであります。

なお、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化の施行につきましては、本年12月4日となっております。

以上であります。

○松尾刑事部長 それでは、振り込め詐欺撲滅のための抑止対策について御説明いたします。お手元の資料4をごらんください。

まず、振り込め詐欺でございますけれども、その手口から「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」の4類型に区分いたしまして、振り込め詐欺と呼んでおります。

振り込め詐欺の現状でございますが、全国の現状を申し上げますと、表に出ておりませんが、本年8月末で認知件数が約5,200件、被害総額が約66億円であります。昨年同期と比較いたしますと、認知件数で約1万件的減、比率にしまして約66%の減少、被害金額にしまして約148億円、比率にしまして約69%の減少となっております。

宮崎県の状況でございますが、1の(1)棒グラフと折れ線グラフであらわしておりますが、このような状況になっております。本年8月末での認知件数、一番右端でございますけれども27件、被害総額2,664万円でございます。昨年同期と比較しますと認知件数で102件の減少、比率では79%の減少、被害総額で約1億1,700万、比率では約82%の減少で、全国同様、減少の傾向を示しております。認知件数、被害総額については、全体的に大幅な減少にある中で、特に1の(2)の昨年同期との比較、この表をごらんいただくとよくおわかりになると思うんですけれども、融資保証金詐欺が大幅に減少しまして、件数で63件、比率で85%の減少でございました。また、還付金詐欺の発生はありませんでした。これらが特徴として挙げられると思います。

次に、1の(3)に被害者の年齢別の割合を表にいたしております。県内の被害に遭われた

方々、40歳代から70歳と比較的広い幅を示しておりますが、手口別では、オレオレ詐欺が50歳代から70歳代、架空請求詐欺が主として20歳代から40歳代、融資保証金詐欺が20歳代から70歳代、こういった幅広い年齢層になっております。

次に、2の表に示しております検挙状況について御説明いたします。まず、表が2つ左右並んでおりますが、実行犯、左のほうでございます。振り込み詐欺そのものの検挙でございます、本年は24件、3名を検挙いたしております。これは北海道警や熊本県警と捜査が競合しまして3道県警が協力しまして融資保証金詐欺を検挙した数でございます。また、右側に助長犯と書いてございます。助長犯、「通帳詐欺」、「犯罪収益移転防止法違反」、「盗品の譲受け等」を助長犯と呼んでおりますけれども、通帳詐欺が11件、6名、犯罪収益移転防止法違反が7件、6名、盗品譲受け等が1件、1名で計19件、13名を本年は検挙いたしております。振り込み詐欺本犯の検挙のためには、この助長犯を徹底して検挙していく必要がございます。

次に、抑止対策でございます。3番目に列挙して書いております。まず、広報啓発活動でございますけれども、振り込み詐欺街頭キャンペーン、高齢者対象の防犯講話、それから防災無線を活用した防犯広報、運転免許証の更新時講習時等を活用した講話、それとあらゆる老人会、交通安全会、こういった会合を利用した防犯広報、それから高齢者宅等を中心としました巡回連絡、防犯メールの活用、交番、駐在所の広報誌等を活用しまして、抑止策を推進しております。また、ことしの秋からテレビを利用したコマーシャルにも広報啓発活動をしていき

いと考えております。

さらに、金融機関、関係機関等とも連携いたしております、定期的に連絡会を開催しまして未然防止方策等の意見交換、情報の共有化等を図っております。また、ATM周辺での犯行が多発しました関係で、ATMの警戒が非常に重要だということでATMのディスプレイに振り込み詐欺に対する注意喚起の表示をしていただいたり、利用限度額を引き下げいただいたり、特に、年金支給日を中心としまして、ATMの集中警戒等を行っております。また、宮崎県経営金融課、県消費生活センター、商工会議所等々と連携を図った防犯啓発活動等も行っております。また、預貯金、携帯電話等を本犯振り込み詐欺に渡さない、犯行ツールを遮断する方策等も行っております。そのほかには、振り込み詐欺受信専用メールアドレスを新設いたしまして、県民の皆様からの情報をいただいて、その情報に基づいて、犯行に使用されたと思料されます携帯電話等に警告の電話を発するといったもの、また免許証等の偽造されたものを使用して、携帯電話を取得しようとした場合については、携帯電話事業者等から情報提供される運転免許証情報提供制度、こういったものも導入しまして、抑止施策を行っております。

これらの成果のおかげと思いますが、認知件数、被害額が大幅に減少しているところでございますけれども、今後とも、官民一体となって県民の皆様方と連携をしながら、日常生活を脅かすこのような犯罪をゼロにしたいということで、強力に振り込み詐欺対策を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。これから質疑をお受けしますが、まず、

議案第1号、議案第7号についての質疑をお受けしたいと思います。質疑がありましたらどうぞ。

○丸山委員 議案第1号に関してなんですけれども、報道等で補正予算の凍結という話が出ているわけなんです、今回の補正を見てみますと、経済・雇用対策ということでありますので、警察本部は関係があるのかなのかというのを、まずお伺いしたいと思っております。

○根本警務部長 今回の9月の補正でお願いをしている事業につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、その財源を、経済危機対策臨時交付金で賄うこととしておるところでございます。また、今、御指摘のとおり、国におきまして、この21年度の補正予算の執行につきまして検討が進められているということについては、承知をしているところでございます。

ただし、この問題につきましては、国全体または県全体の問題になっておりますので、一部局である警察がコメントというか、答弁をいたすような性格のものではないと思っておりますけれども、しかしながら、今般、警察としてお願いをしている事業につきましては、県民の安全・安心を確保する観点から事業の必要性とか、緊急性を十分精査をして、今回の補正予算案に計上したところでございまして、今後の円滑な警察業務の推進に向けて、各事業の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○丸山委員 なかなかコメントしづらいということなんですけれども、警察庁といいますか、国のほうから予算のチェックをかけますよとかいう話があるのかどうかだけでもお答えいただきたいと思っております。

○根本警務部長 現在のところ、特段、御指摘のような話は承っていないところでございま

す。警察本部としましては、知事部局とも連携を図って、今回、お願いをしている5つの事業を、実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 改めて確認なんですけれども、249ページに出ている地上デジタル化対応事業なんですけれども、こういったものに関して、テレビ77台ということなんです、報道等では、本当に今、買う必要があるのか、本当に経済対策になるのかというようなことも言われているんですが、本当に大丈夫なんでしょうか。

○根本警務部長 今回お願いをしている77台でございますけれども、御承知のとおり、23年の7月に地上アナログ放送が終了しますので、そのデジタル放送に対応するテレビにするものでございます。

この77台でございますけれども、更新の基準といたしましては、県民の利用に広く供しているもの、例えば、警察本部の広報展示室でありますとか、あるいは警察署のロビー等において県民の利用に広く供しているものでありますとか、あるいは執務室において我々が使用しているものであれば、災害情報などの取得のためでありますとか、事件・事故の際に指揮室で使用するものを予定しておりまして、かつ、購入後10年以上を経過しているものを更新するものでございまして、この77台すべてについて今後の警察の円滑な業務の推進ということはもちろんでございますけれども、県民の方々の利便性の向上という面も含めて、いずれも、必要なものだと考えているところでございます。

○丸山委員 ぜひ、今回の補正がとまらないように、我々自民党としてもそういう話をしてるところなんです、全般的にいいですと、何か非常に基準がはっきりしていなものですから

心配しております。

特に、下に書いてあります車の更新ですね、これを6月で4台、9月で2台ということなんですが、本来は、早くわかっていれば、6月に補正で上げていけば何も問題なくうまくいったんじゃないかなと思っているんですが、追加できたというのが、追加補正の分だという中で対応できたのかなと思っているんですが、本会議でもいろいろ議論があったんですけども、宮崎県が全体に6月補正が少なく、9月補正が多かったということで、はっきりわかった分だけを予算化して、他県ではもうかなり多くの補正を6月にやっている県もあったもんですから、それだと安心して予算執行もできたのかなという思いがあったもんですから、あえて質問させていただきますので、情報収集をしっかりしていただいて、この予算執行ができますようお願いしたいと思っております。

○満行委員 幾つかお尋ねしたいんですが、まず予算ですけども、地上デジタル化対応事業572万2,000円、この内訳は、テレビの更新プラス工事費等が入っているのか、テレビだけではちょっと値段が単価的に割と高いなと思うんで、そのところを教えてください。

それと、次の警察車両の計画的更新整備事業、2台で214万2,000円というのも、これもよくわからないんですが、どういう車両なのか。

それと、250ページ信号機設置ですね、43カ所今回補正ですけども、今年度、何カ所整備の予定なのか、お願いします。

○日高会計課長 最初に、地デジのテレビの関係でありますけれども、これはテレビの値段だけであります。工事とかそういうのはありません。テレビの型の大きさはそれぞれありますけれども、そういうことで計上させてもらってお

ります。それと、77台の中には、新規で3台ほど、そして更新で74台ということで、内訳は77台になっております。

それから、車両の質問でございますが、これは広報車2台ということで約214万。1500ccの広報車で大体1台107万、それで約214万ということで計上させてもらっております。以上であります。

○中原交通部長 信号機のLED化でございますけれども、委員、御質問の趣旨は、本年度当初予算で何カ所ぐらい整備するかということだろうと思うんですけども、本年度当初で19カ所、それからこの補正補で43カ所、合わせまして62カ所の整備を計画しております。以上でございます。

○満行委員 地デジは80万円かかるもんですかね。型が大きかったり、小さかったりするとおっしゃったが、平均80万、ちょっとこれ感覚が違うなと思ったんですけども、この補正予算の財源は一般財源ということなんですけど、国との関係がどうなっているのか、もう一回済みません、そのところ、財源内訳をお願いします。

○日高会計課長 1億2,620万円の予算額であります。これは一般財源ということで県のほうに交付金が入ってきますので、県のほうから一般財源ということ、これだけの財源であります。

○満行委員 次、銃刀法の関係なんですけど、改正があって徴収条例がかわったということなんですけど、いろいろな事件・事故があって、かなり我々も興味は持つんですけど、もともと銃刀法自体がよくわかってなくて、猟銃というのは、だれが持てるのか、何歳から持てるのか、空気銃というのは、また違う区分なのかよくわ

かってないんですけど、何か銃刀法の簡単な説明とかいうのはないんでしょうか。ちょっと14歳以上18歳未満が指導を受けるとか書いてあるんですけど、14歳以下だったらだめなのかとか、空気銃は何歳から持てるのかとか、その辺、ちょっと済みません、よろしく願いします。

○横山生活安全部長 銃刀法の猟銃等ということでの規制対象は、猟銃とライフル銃と空気銃、この3つの種別であります。

年齢的なところで申しますと、猟銃は20歳以上、空気銃は18歳以上が許可の対象となる。ひっくり返していいますと、空気銃は18歳未満はだめですよということであります。猟銃は20歳未満は持てませんという、年齢的な欠格事由になっております。

今までは空気銃は、なぜ少年まで入るかという、いろいろな競技の参加ですね、国内の国体レベルとか、あるいは国際・オリンピックレベル、こういうものがありました関係で、18歳未満についても、一定の要件のもとで所持ができたということであります。

ですから、今回規制しております空気銃の関係で申しますと、言うならば、自分で所持ができたんですけども、しかし、これがでは学校に行っている間とか、必ずしも十分に保管管理ができるのかということになると非常に難しいということで、保管・所持とも指導員制度というものができまして、その指導員が所持・保管をすると、そして、射撃の訓練も指導員のもとで練習しますし、競技大会もその指導員が所持しておる空気銃を使用させるということになります。

○中野一則委員 議案第7号についてお尋ねいたします。銃刀法の件ですが、許可要件の厳格

化ということで、欠格事由の追加という説明を受けましたが、破産手続の開始の決定を受けた者、ストーカー行為をした者、こういうものはきちんと明確に分けられるんですが、自殺をするおそれがある者という、この場合の認定というのは、どういう形で該当者を決められるのかということをお尋ねしたいと思います。

○横山生活安全部長 委員御指摘のとおり、非常に難しい面があるわけですが、結論的に申しますと、要するに、自殺のおそれのある人、あるいは自殺を図った人、自殺企図者と言っておりますけれども、そういう方が猟銃等を所持しておられる場合は結構あるわけですが、そういう危険性に照らしまして自殺企図、要するに自殺の言動があるとか、死にたいと日ごろから言っておりますよという情報があったり、あるいはこれは御本人ももちろんですけど、家族、あるいはそういうことで病院にかかって自殺したいということを言っている、カウンセリング等の中で言っている、そういう場合があります。あるいは警察が安全相談で認知したり、遺書を残して自殺未遂を図るといようなことがあったりということで、さまざまな場合が考えられるわけですが、認定期間につきましては、できる限り、そういう客観的かつ明確な根拠を持って認定ができるように検討していきたいと考えております。必ずしも、単純に自殺したいからということで、すぐ取り消すということにはならないと、やはりいろいろな調査活動をしっかりやった上で、判断していくということになるかと思っております。以上でございます。

○中野一則委員 過去11年間3万人以上の自殺者が出ているわけですが、その中に銃砲で自殺した者、刀剣類で自殺した者というのの数字が

わかっておればお教えいただけませんか。できたら、宮崎県内にあればそれも含めて。

○横山生活安全部長 宮崎県内のは手元に持っておりませんが、全国的には許可所持者による猟銃使用の自殺の件数というのが平成19年22件発生しております。18年も22件です。17年25件、大体20数件が猟銃所持許可者による猟銃を使用した自殺の件数ということになります。

委員、お尋ねの内容について、もう一度整理して申し上げますと、猟銃使用の事件、犯罪を犯すということでの発生でありますけれども、これは全国ベースで申しますと、年間に、去年は少ないんですけども、全国で2件ですね、19年が12件、18年が6件、そういったところなんです。これは殺人がその中身で多い数であります。それと事故ですね。これは暴発したとかそういうものがありますけれども、年間で去年が52件、このうち死者が28名ということになります。

本県の猟銃使用での事件といいますのは、平成8年の10月に、北方町で散弾銃を使用して奥さんを殺害して、車で子供を監禁して逃走したという捕物劇が御記憶にあらうかと思えますけれども、それと、事故も毎年1件ないし2件、これは死者を伴っておりますけれども、もしくは重傷であります。16年以降の資料で申しますと、1～2件発生をしておる状況であります。以上でございます。

○丸山委員 今回、議案第7号、銃刀法関係条例が改正されまして、例えば、少年の認定とか出てきた場合に、何人ぐらいがこういった手続が必要なのかとか、具体的な人数、また想定される人数、それぞれ教えていただくとありがたいんですけども。

○横山生活安全部長 まず、所持許可の数でありますけれども、本県の散弾銃、ライフル銃、空気銃の所持許可の数を申しますと、4,147名が6,141丁を所持しております。複数丁所持の方がおいでになります。更新が3年に一回でありますので、その方々がそれぞれ3年に一回の更新をされるということになります。ちなみに、75歳以上の方は505名おいでになります。ですから、年間ベースで申しますと、170人程度が更新の対象になっておられるということになります。以上でございます。

○丸山委員 4,000名、また高齢者で500名以上いらっしゃるということなんですが、実際今、許可いただいている方等に対して、12月4日以降は、これだけ新設で手数料がかかりますよというような趣旨徹底、PRをどのような形でされていらっしゃるのかをお伺いしたいと思っております。

○横山生活安全部長 これにつきましては、それぞれの猟友会というのが各地区ございます。この猟友会の県の全体の会合の場でも担当者が行って説明をさせていただいたんですけども、やはりしっかり所持者の皆さんに徹底することが大事だろうと思っておりますので、各猟友会の役員の皆様に対して各警察署の担当者を通じてやっておるところであります。そのほかに、おとといでしたでしょうか、「おしえて！みやざき」という番組を通じて、担当の者から短時間でありましたけど、広報をいたしたところではありますが、このほかにもあらゆる広報媒体を通じてお知らせをして御理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員 PR等されている中で、例えば講習手数料が1万2,000円追加になりますよとなると、結構、経済的には負担が大きいということ

でいろんな意見があるんじゃないかなと思って
いるんですが、具体的な意見があればちょっと
お伺いしたいと思います。といいますのも、75
歳以上が500名いれば、もうやめたいとかいう意
見があったり、また反対にいますと、農政か
らすると猿害対策といいますか、鳥獣対策が非
常に課題になっている中に、本当に大丈夫なの
かなという意見もよく聞くもんですから、それ
もひっくるめてちょっとお伺いしたいと思います
しております。

○横山生活安全部長 やはり1万数千円のア
ップというのは大きいわけでありすけれども、
この許可制度といいますか、猟銃の許可が、要
するに、一定の条件のもとで例外的に許可させ
ておるということ、それと、一般の国民あるい
は県民の皆さんの銃をしない方側の意見という
か、そういうところも含めて、国民的な議論の
中で、改正になったと理解しております。した
がって、金額のアップについては非常に大きい
わけですが、いろいろなこれは情報的に、
猟友会の関係者の皆さんから、ちょっと高
いという話、あるいは年をとっているというこ
とで、委員のお話のような御意見が全くないわ
けではありませんけれども、これはしっかりそ
ういう一般県民の皆さんの声として御理解をい
ただくことで、あらゆる機会を通じて御説明を
していきたいと思っております。以上でござい
ます。

○丸山委員 そこで、例えば、特に講習料が上
がることに対して、これが上がった関係でどの
ような効果が上がると、これはどういったこと
にお金を使うんですよというような具体的な説
明をしていただかないと、我々も、幾ら上が
ったけど、これ、何に使われるんでしょうかねと
言われるような気がするもんですから、具体的

にこの上がったお金でどういったことをやられ
るのか。総体的なこととなると、この1万2,000
円だけではないんですよ。将来上がったとき、
どういった方向に使っていくというふうに理解
すればよろしいのでしょうか。

○横山生活安全部長 委員の御指摘の1万2,300
円、これは新設された技能講習手数料でありま
すけれども、今まで更新のときに技能講習とい
うものがなかったということが非常にそういう
意味では危険性を——先ほどちょっと御説明の
中で出ておりますけれども、暴発、銃の置き忘
れ、銃操作を誤って、他人を矢先の確認がなく
て死傷に至らしめるとか、そういうようなこと
もあって、この技能講習が新設されたわけであ
ります。これは3年に一度でありますので、初
回は除外されるわけですがけれども、3年に一回
の技能講習手数料です。

私は、そもそもこの技能講習というか、3年
に一回の講習がなかったこと自体がどうなのかな
というふうに思っております。したがって、
金額的には確かに1万2,300円、講習の際にお支
払いいただくわけですから、非常に心が痛むと
ころはあるんですけれども、そこ辺の安全性を
確保するというのを、更新される皆さん方に
しっかり御説明をして御理解をいただきたいと
思っておりますので、矢先の確認をしまし
ょうとか、操作をしっかりやっていただきたいとい
う意味で、この技能講習の必要性を含めてし
っかり御理解いただこうと思っております。

○丸山委員 ぜひ、更新される方、または新し
く許可を取られる方に、なぜ、この手数料が必
要なんですと、相手がわかるような形で、で
きるだけ行政用語ではなくて、一般の方がわ
かるような形で説明をしていただきたいと思
っております。

あと、もう一点なんです、医師の診断書の添付義務化ということなんです、医師と申しますと、どんな医師でもいいのか、また精神科等だけに限ってくると、そういうふうに見てしまうんですが、義務化というイメージがちょっとわからないもんでから、それ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○横山生活安全部長 今までは、医師の診断書を添付するという事だけでしたので、そういう意味で心身の状態というのは非常にわかりづらいという部分がありました。それを、今のところ、まだこれは確定したわけではありませんけれども、精神科医もしくは神経科医等が想定されておるということでありまして、今までの一般的な医師の診断書というよりも、さらに慎重かつ適切な判断ができるんじゃないかと考えております。

○丸山委員 想定は、精神科が中心になってくるんだろうと考えてよろしいのでしょうか。

○横山生活安全部長 そのようになるというふうに理解しております。

○丸山委員 そうなった場合に、医師会と申しますか、精神科との情報交換は——こんな表現していいのかわかりませんが、これまでにはひょっとしたら、近くにいる、風邪を引いたときによくお世話になっているお医者さんに「診断書、書いてね」と、それで済んでいたのが、精神科医になってくると、そこにばつとまた仕事と申しますか、偏ってくるということがあると思っているんですが、その辺の意見交換は、医療サイドとはどの程度までされているのでしょうか。

○横山生活安全部長 まだ医師会そのものと意見交換という場には至っておりませんが、これから検討していきたいと思っております。

す。

○丸山委員 ぜひ、遺漏がないように。その辺は現場のほうで苦労しないように、混乱が出ないようにしっかりやっていただきたいと思います。

○満行委員 今、気づいたんですけど、技能講習が今までなかったということで、今回新設ということなんですけど、そもそもこういう猟銃を所持するというのは、講習がなくて、申請だけで取れるということなんですか、済みません。

○横山生活安全部長 全く講習がなかったわけじゃなくて、猟銃を持とうと、所持許可を受けようとする場合には初心者講習ということで、これこれこういうことの法令的な講習とか、あるいは猟銃を買うときには射撃講習というものは最初の段階ではあったわけでありまして。ところが、一たん所持してしまうと、あとは任意的に御本人がちょっと練習しておこうかなということで、もよりの、県内6射撃場でしたか、そこらに行って練習してみようかと、こういうことでしたけれども、今回は、これが法的に義務づけられるということでありまして。

○満行委員 銃砲店というのは、特別な何か資格か何かあるのかですね。それと、射撃場を持つ銃砲店にこの講習を委託されるのだろうと思うんですけど、特別に何か資格か何かあるところに委託されるのでしょうか。

○横山生活安全部長 銃砲店は、火薬類取締まりの許可、貯蔵所とかそういう許可を受けた場所です。講習につきましては、射撃指導員というものが配置になっておる射撃場で講習を受けるということになっております。

○中野廣明委員 先ほどの説明でLED式信号機にかえると、時々私もあるんですが、太陽が

まともに来たときに見えなかったりとか、そういうのがなくなるという説明でいいんですかね。さっきの説明。

○**中原交通部長** 要するに、太陽光が直接信号機に当たって、その信号が電球式の場合、点灯していないのに、具体的に言うと、赤じゃないのに赤が光って見えるというような現象が起こっておるわけですね。全部が全部じゃございませんが、場所によってはそういう信号機もあります。そういうところを電灯式じゃなくてLEDの信号機にかえると、太陽光がまっすぐ当たっても、はね返って見たときに疑似点灯といいますか、光っているようには見えないと、赤はやっぱ赤が光っているし、青なら青が光っておるということになるということでございます。

○**中野廣明委員** 今回そういうことですけれども、今までも従来の信号機を新しいLEDにかえているというのは、たしかありますよね。

○**中原交通部長** 県内に2,233カ所信号機があるんですけれども、そのうち、310カ所についてはもう既にLED化をしております。比率にいたしまして約14%ぐらいなんです。これを毎年毎年当初予算の中で大体20基から30基を更新といいますか、LEDにかえていくということでございます。

○**中野廣明委員** 私が聞いたかったのは、まだ信号機の設置希望が200カ所とか400カ所とかありますね。新設は今度の補正では入ってないんですよね。みんな更新だけでしょう。

○**中原交通部長** この補正でお願いしておる43カ所については、更新といいますか、かえですね。電球式からLEDにかえるというやつですね。

それと、信号機につきましては、本年度大

体41カ所を新設する計画にしておりますけれども、これらについては、LEDの信号機で対応したいと考えております。

○**中野廣明委員** 私が言いたかったのは、私が気づいたところ、あれ、これは信号機がかわったなと思いつつ、何でかな、そんなにさっき言われたような、太陽がまともに当たるような、みんなどこかで一カ所あると思うんですけどね、何か新設のほうも、もうちょっと考えていいんじゃないかなと思ったんですけどね。まあ、いいですよ、それで。

○**横田委員長** それでは、議案のほうはよろしいでしょうか。

次に、「損害賠償額を定めたことについて」の報告事項について質疑がありましたらお受けします。よろしいでしょうか。

その他の報告事項でも結構です。

○**新見委員** 振り込め詐欺撲滅に関してお聞きしたいんですけど、この振り込め詐欺については、撲滅への努力の結果がこういったグラフで明確になっていると思いますが、何点かお聞きしたいんですが、まず1点目は、この振り込め詐欺の形態ですよ、窓口での振り込み、ATMでの振り込み、そこの件数はどうなっているんですかね。

○**原刑事部参事官** 振り込め詐欺におきましては、全体の6割がATM使用でございます。

○**新見委員** 県内に本店を置く金融機関の中には、私が口座を持っている金融機関で既にATMで振り込もうとすると、注意喚起のメッセージが出ますが、その他の金融機関もほぼ対応済みなんでしょうか。

○**原刑事部参事官** ATMのディスプレイの画面に振り込め詐欺に対する注意喚起の表示をしていただいておりますのは、宮崎銀行と宮崎太

陽銀行です。それと、待ち受け画面上に注意喚起をしてもらっているのが各信用金庫とJA宮崎さんでございます。

○新見委員 窓口での振り込め詐欺の防止という観点からは、宮日あたりにそれを防止したということで表彰の記事がよく出ておりますが、ATMでの振り込みが6割ということで、確かに関連ですから、こっちの件数がかなりふえてくると思うんですよね。そうすると、きちっとした対応、ATMでの振り込みの対応も大事になってくると思うんですが、ATM近辺で携帯電話を使えないようにするという対応もちろちら聞いたことがあるんですけど、この対応は県内はどうなんでしょうか。

○原刑事部参事官 ATMコーナー周辺での携帯電話を禁止してくださいという呼びかけを、各金融機関すべてについて行っております。これをATMの周辺にステッカーで張っておいたり、銀行員の方がATMのところに張りつかれたときの注意とか、また警察官がATM警戒に回ったときのお願いとか、そういう機会を通じて携帯電話の自粛をお願いしておるところでございます。

○新見委員 この振り込め詐欺防止については、金融機関と警察の連携が非常に大事になってくると思いますので、今後、しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

○中野一則委員 高鍋署でしたかね、警察官がけん銃自殺をした件がありましたよね。そのことはすぐ報告を受けて、あるいはまた、翌日の新聞で承知したんですが、若い警官が亡くなったわけですが、その後、動機とかけん銃の取り扱いですよね、その辺で何か注意すべきことがあったのかどうか。また、あればほかの現在の署員の皆さん方に注意を喚起するような

ことがあったのかということと、自殺ですから、先ほども自殺をするおそれのある者ということでしたが、そういう予見ができなかったのかどうかということ等、わかれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○根本警務部長 ただいまの関係でございますけれども、高鍋署の自殺の原因の関係でございますが、当然、県警としましても、必要な調査を進めてきたところでございますけれども、残念ながら、これが確たる原因であるといったところまでの原因の追求には至っていないところでございます。しかしながら、今後、こういった自殺の防止に向けて職務倫理教養でありますとか、あるいは職員一人一人が抱えている心配事とか困り事、問題兆候、こういったものを組織的に把握をして、こういった自殺事案の防止とともに、また、職員と家族を不幸な境遇に陥らせないように、職務倫理教養と、これからの心情把握指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

また、この事案が予見できなかったのかどうかということでございますけれども、平素から我々はそういった職員の困り事、悩み事、問題兆候の把握に向けて、心情把握を徹底しているところでございますけれども、残念ながら、今回の事案の場合、そういった問題兆候の把握には至っていなかったところでございます。

○中野一則委員 もう一点お尋ねします。振り込め詐欺撲滅の件ですが、非常にすばらしい検挙が進んで激減したということは、警察等の御努力の結果だというふうに高く評したいと思うんですが、この事件の背後関係ですよね、この事件を起こす人、後ろに暴力団があるのかどうか、あるいは民間人であれば、普通の単なる犯罪を起こす人の類の人が起こすのか、何か

そういう背景というか、そういうのがわかれば、これも教えていただきたいんですが。

○原刑事部参事官 今までの検挙事例からわかった範囲で本犯、実行犯ですね、これにつきましては、犯行グループが首都圏周辺にたむろしておいてやっておるわけですが、確かに、暴力団の息のかかった準構成員、暴力団の末端の幹部、そういう者がおったり、ヤミ金業者の流れの者がいたりとか、そういうのが事件で検挙されております。

さらに、助長犯、通帳詐欺とか、自分の生活口座等を転売する、こういう助長犯につきましては、県内でも発生しておるわけで、ヤミ金で金の支払いに困った人たちがそそのかされて、自分の通帳を売り渡すとか、生活に困って返済できなかった人のところにそういう話が持ちかけられるとか、そういうのが実態でございます。

○満行委員 資料の4、振り込め詐欺の資料の一番下、犯行ツール遮断対策の携帯電話事業者を対象とした「運転免許証情報提供制度」の導入というのがよくわからないんですけど、この内容を教えてくださいませんか。

○原刑事部参事官 偽造免許証を使用して、携帯電話を詐取するという事案が振り込め詐欺を行う場合の手段として行われております。本県ではいまだ発生しておりませんが、類似事件として1件ほど発生しております。全国では6月末現在で599件の発生があるわけでありまして。

それで、偽造免許証を提示して携帯電話をだまし取られないようにするために通報制度というのをつくってお願いしております。携帯電話の契約時に契約申込人が本人確認の書類として、運転免許を提示するわけですが、ここに変造・偽造の疑いがあるような場合は、その店頭

から直接警察に通報をしていただく制度であります。そして通報を受けた警察が現場に臨場して、そして確認をして、偽造免許だったらつかまえるという、そういうシステムでございます。

○松田副委員長 振り込め詐欺につきましてお伺いいたします。

平成16年以來の被害額のデータをいただいておりますが、毎年1億円を超える金額が宮崎県内でも、振り込め詐欺という悪質な犯罪によって県外に出ておるといふことなんですけど、被害額に対しまして回収できた額、県民が被害に遭って、取り返されたお金というのがありましたらお教えをいただきたいと思っております。

○原刑事部参事官 詳しいデータは持ち合わせておりませんが、いわゆる振り込め詐欺でだまされた場合、すぐ引きおろされるものですから、回収は少ないというふうに見ております。

○松田副委員長 警察の捜査等々で業者が特定されたというような案件も何件か拝見いたしましたけど、業者がわかったからといって、その後被害者のほうに被害に遭った金額が返ってくるということはなかなかない、難しいということでしょうか。

○原刑事部参事官 委員、御指摘のように、なかなか難しいというのが現状でございます。ただし、うちの捜査で効を奏したのが数件ございますが、エクスパックで送金をしたりとか、ATMで送金をした場合に、通報が早くて、うちが口座凍結を短時間のうちにやっただと、エクスパックの場合も送金先をとめたということで、被害が未然に防止できたとか、口座引き落としが半分しか引き落とさない段階で口座をとめたとかということでの、そういう意味での回復はございます。

○松田副委員長 毎年1億円、100人の方ということで、一人当たりが平均すると1,000万ぐらいの被害かと思われるんですが、そういった事例、警察の迅速な対応により未然に防げたということをお聞きしまして、少し安心いたしました。

それと、撲滅が一番の目的でありましょうけれども、仮に、そういった被害に遭われても警察のそういった対応等々で未然に防げるような活動をますます推進していただきたいと思えます。以上です。

○横田委員長 その他で……。

○丸山委員 本部長のほうから冒頭、9月18日警察官が逮捕されたということだったんで、本当に残念だと思っているんですが、その後、警察全般の規律の向上とかいう話をしていますという話を伺ったんですけれども、先ほど中野委員から出ましたけれども、警察の方々にも日ごろの訓練とか、心身ともになんですけれども、どういった形で指導をされていたのか。こういう事案が出たもんですから、今後、こういうことを新たにやっていきたいというようなことがあれば、それを本当にやることによって、県民のほうも安心して、警察を信頼できるんじゃないのかなという思いがあるもんですから、その辺具体的にもし、こういうことを今後やっていきたいというのが決まっておれば、お伺いしたいと思っているんですけれども。

○鶴見警察本部長 職員に対します個別の身上指導それから職務倫理教養、これにつきましては制度がございまして、職員個々から自分の現在の身上につきまして、年一回相談支援表というようなものを提出してもらうようになっております。これに基づきまして、それぞれの直属の幹部が個別に面談をいたしまして、本人が抱えております悩み事、それから生活状況、そう

いったことの相談に乗りながら、個別に被事案を犯さないように、仕事に邁進できるように、そういった個別の指導をしております。職務倫理教養につきましては、それぞれ所属長以下幹部がそれぞれの人生経験に基づいた訓育、それから警察本部の監察のほうから全国的な被事案の事例、そういうものを情報としてというか、資料として流しておりますので、そういったものによる教養、それから個々の職員にそれぞれに考えさせるというようなことで、そういった素材をもとにしたグループによる検討、意見交換、そういったことをまとめるといったようなことと、経由制度というようなものもございまして、先輩が若年の若い警察官を個別に担当を決めて指導をしていくというようなきめ細か指導をするようにしております。

しかしながら、こういった事案が発生しておりますまして、そういったものが本当に効を奏したものといたしますか、身になったものになっておったのかどうかということもございまして、今回、緊急に早急に各所属の副署長、次長を集めまして、そういったことの点検、それから冒頭にも申し上げましたけれども、さらにそういったことを徹底して、指導聞き取りをするというようなことを再度徹底してまいりたいと考えております。

それから、これは、私が当県に参りまして、一番最初に警察本部の職員に申しましたのは、幾つかお願いをしたんですけれども、やはり風通しのよい職場、こういったものを確立していきたいということを申しております。私のほうから今、各警察署を回りまして、各職員に考えてほしいこと、職務倫理の関係、それから被事案の防止上、各職員が考えるべきこと、私なりにいろいろ考えておることがございますので、

それを一人一人の職員に訴えていきたいと考えております。先々週からそういったことで各署を回り始めているところでございます。以上でございます。

○丸山委員 今、本部長が言われたことをやっていただいて、本当に県民の信頼の回復はそういったことをこまめにやっていくことからだと思っておりますので、報告・連絡・相談「ほうれんそう」という言葉があるんで、それをしっかりととして、先ほど言いました風通しのいい形のことをまず警察内部でしっかり構築していただければありがたいと、自信を持って警察がまた仕事ができるような環境体制をつくっていただきますようお願いしたいと思います。

○横田委員長 ほかにないですか。

○松田副委員長 高齢者ドライバーの記憶力低下についてお伺いいたします。

きょうの新聞に出ておりました、警察庁がことし6月道交法改正で、75歳以上のドライバーが免許更新する際に義務づけられたいわゆる認知機能検査の結果が出ておりました。3カ月間で約2万6,000人の方が検査を受けて、3.3%の方が記憶力や判断力が低くなっているということだったそうですが、やや低くなっているという方を含めると30%の方が記憶力低下という結果が出たんだそうです。

宮崎県内のほうのデータはどうなっているのか、そして近々の事故の内容で、75歳以上の高齢者の方々に起因する事故はどれぐらい起こっているのか、お教えいただきたいと思っております。

○中原交通部長 まず最初の、高齢者の認知機能検査の結果でございますけれども、本県の場合、6月から始めまして3カ月間で410名の方がこの検査を受けておられます。

そのうち、記憶力・判断力が低下したとい

う、俗に言う第一段階の人ですけれども、この人が5名おりまして、割合にして1.2%ということで、これは全国の比率からすると若干いいのかなと思っております。それから、第二分類のやや低下が見られるという方が127名ということで、これは31%、ほぼ全国並みということでございます。

それから、2番目の高齢者、75歳以上の認知機能検査を受けられる対象になっておる方の事故でございますけれども、75歳以上ということには限っておりません。我々は、高齢者ドライバーというのは65歳で区切っておりますので、若干数字が違うかもしれませんが、今年の8月末で、高齢者の方が第一当事者、要するに、事故の第一原因となったものが965件発生しております。さらに353件が75歳以上の方が第一当事者になった事故ということでございます。以上でございます。

○松田副委員長 新聞のほうに警察庁によると、低下を指摘された人は、そのときはそのままいいんだそうですが、信号無視などの交通違反を起こすと専門医の診断を受けるようになっていると、そして、認知症とされた場合は、免許証取り消しということなんですが、県内、特に高齢者の方、中山間地域ではどうしても免許がないと生活ができないという方々もいらっしゃるかと思うんですが、警察庁の示した内容によりますと、事故を起こした、専門医の診断を受けた、そして認知症ということになれば、当然、こうでしょうが、宮崎県においてはどのような指導、どのような対応を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○中原交通部長 委員、御指摘のとおりでございます。実態もそういうことで把握といたしますか、承知はしております。ただ、法律に定め

ることをございますので、具体的な例からいいますと、結果的に今、6月から始めてこの認知機能検査がもとで免許が取り消しになったという高齢者の方は幸いにしてまだございません。仕組みからいいますと、この認知機能検査を受けられて、第一分類に入って、要するに、判断力・記憶力が低下しておると判断されて、なおかつ、過去1年以内に特定の違反、信号無視、一次停止違反、踏切の停止違反、横断歩行者妨害等15種類あるんですけれども、さらにそういう違反があった場合には、専門医に行って診断を受けてくださいということなんですね。診断を受けられてお医者さんのほうで認知症ですというふうに認定されますと、手続にのっとって免許は取り消すということになるわけです。だから、この第一分類に入っただけでは即免許は取り消しになるとか、あるいは更新時に更新ができないとかいうことではございません。

どういう指導をとということでございますけれども、この認知機能検査が入った背景というのが、これまで何と申しますか、高齢者のドライバーに対しては、できるだけ、危なくなった方は、交通の場から出ていってもらおうとか、除いていくというような考え方がなきにしもあらずだったわけなんですけれども、今回、認知機能検査を導入したという背景には、そういう方に自分の運転能力と申しますか、そういうものをしっかり認識していただいて、どういうところをケアしていく、どういうところをカバーしていくということをしっかり認識してもらって、安全に運転してもらおうための支援をしていこうというふうに大きく方針が変わっておると申すふうに思っています。特に、第一分類に入った方については、御自分はこういう実態なんですよ、だから、運転されるときはこういうことに

気をつけてやっていただきたいということをしつかり教育をして、一日でも長く免許が使えるようにしていくということで進めていきたいと考えております。

○松田副委員長 今、部長にお教えいただいたように、一日でも長く免許が使えるようにという半面、免許を自分が保持してなくても生活できる立場の方には、早く返納ということも啓蒙しなくてはいけないのかと思うこともあります。

先日、中山間地のお弔いに行きました。自宅葬でありましたが、めったに人が行かない集落で、帰りに2～3台続けておばちゃんたちが田んぼの中に車を転落させたという事例があって、全然被害にはつながらなかったんですけれども、そこで「もう返そうかな」という、集落でそういう協議もされたように聞いております。持っておかなくてはいけない、あるいは返さなくてはいけない、その判断はすべて御自分になられると思うんですけれども、県民全体の安全または事故ということを考えますと、どういった形がいいのかわかりませんが、高齢者ドライバーに対する啓蒙のほう、進めていただきたい、このように要望いたしまして、終わります。

○横田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時39分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会においでいただきました。お疲れ

さまでございます。先週の土曜日、宮崎県高校総合文化祭の開会式とオープニングを見させていただきました。すばらしい企画で本当に感激をさせていただきました。

今年度の総文祭は、来年度行われます全国総文祭のプレ大会ということで位置づけされているようですが、ことし、三重県の全国総合文化祭も開会式等見させていただきましたけど、すごく大きな会場でびっくりしたんですけど、残念ながら、宮崎にはああいう大きな会場がありませんので、来年、大丈夫かなと正直幾分か心配もしておったんですが、この前の土曜日の開会式・オープニングを見させていただきました、その心配は払拭されたところであります。来年、全国から集まってきてくれる高校生が感動して帰っていただけるような、すばらしい全国高校総合文化祭にさせていただくように、今後の御努力をお願いしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案等についての教育長並びに関係課長の説明をいただきたいと思います。ただ、12時までには全部の説明が終わらないかもしれませんので、とりあえず、12時めどで一たん休憩させていただきまして、また1時から再開させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げさせていただきます。児童生徒や保護者、県民の信頼を大きく損なう教職員による不祥事が相次いで発生したことに対しまして、まことに申しわけなく、重く受けとめているところであります。こうした事態に対しまして、教育委員会といたしまして、8月末には、緊急の県立学校長会や教育事務所長会を開催しますとともに、学

校に対し教職員の綱紀の保持、及び服務規律の遵守に係る緊急通知を出すなど、指導の徹底を図ったところでございます。また、これらの中で、教師として生きる意味について改めて考えるよう、教育長としての私の思いをメッセージに込めて伝えたところであります。今後とも、教職員一人一人が、児童生徒、保護者、県民から信頼され、誇りを持ってみずからの職務に邁進するよう、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、お礼を申し上げます。来年度、本県開催となります、ただいま横田委員長のほうからお話ございました全国高等学校総合文化祭の「三重大会」及び「全国高等学校総合体育大会近畿大会」におきましては、横田委員長を初め委員の方々には、御多忙中にもかかわらず、現地を御視察いただくとともに、生徒や保護者、職員に激励の言葉をかけていただきまして、まことにありがとうございました。また、先日は第34回の全国高等学校総合文化祭プレ大会、これも委員長のほうからただいまお話・御案内があったとおりでありますけれども、この総合開会式にも御臨席いただきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、裏面の目次をごらんいただきたいと思っております。

今回、御審議をいただきます議案は、一番上の議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、それから議案第14号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例」の3件でございます。また、

その他報告事項といたしまして、一番上にございます「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」など、6件を説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります、右の1ページをごらんください。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、16億7,245万8,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、1,167億2,141万6,000円であります。内容につきましては、一番右の欄になりますけれども、補正内容の欄に記載しております一番上に書いてございます地上デジタル放送対応整備事業を初め18件でございます、新たな経済・雇用対策の実施に伴う補正、及び国庫委託事業の決定等に伴う補正であります。

私のほうからは以上であります、引き続き関係課長・室長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金丸総務課長 一般会計補正予算第4号につきまして御説明いたします。平成21年度9月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、221ページをお開きください。左から2番目の欄でございますが、一般会計で475万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果補正後の予算額は右から3番目の欄でございますが、33億8,698万1,000円となります。

次のページをお開きください。223ページでございます。上から5段目、(事項)一般運営費でございますが、その下の説明欄にありますように、地上デジタル放送対応整備事業の375万6,000円の増額であります。これは、新たな経済・雇用対策の実施に伴うもので、教育委員会

事務局に設置しておりますアナログテレビについて、38台の地上デジタル対応テレビへの買い換え、及びアンテナ改修工事等を行うものでございます。

次に、その下の(事項)教育研修センター費でございますが、その下の説明欄にありますように、子供たちの読解力を高める指導者養成研修事業の100万円の増額であります。これは独立行政法人教員研修センターの受託決定に伴うもので、県教育研修センターにおいて、読解力に関する教員研修を行うことにより、本県の児童生徒の読解力を含めた、活用する力の向上を図ろうとするものであります。

総務課は、以上でございます。

○井上財務福利課長 財務福利課関係について御説明いたします。ただいまと同じ資料の225ページをお願いいたします。一番上の行でございますが、今回の補正は、国の経済・雇用対策の実施に伴いまして、15億7,944万4,000円の増額をお願いするものであります。補正後の額は、同じ欄の右から3列目でございますが、96億126万円となります。

次に、増額となる事項について御説明申し上げます。一枚おめくりをいただきまして227ページをお願いいたします。上から5行目の最初の(事項)維持管理費につきまして6,135万9,000円の増額をお願いしております。その内訳は、説明欄の1でございますが、営繕費1,035万9,000円でございますけれども、これは、各特別支援学校に設置しております遊具のうち、国の安全基準の改定により基準を満たさないこととなったものの撤去・更新を図るものであります。

次に、2の環境整備費、段差解消等でございますけれども、5,100万円につきましては、今年

度佐土原高等学校に車いす利用の生徒が入学しておりますため、同校においてエレベーターの設置と、これに合わせた身障者用トイレの増設を図るものであります。

次に、その下の（事項）県立学校耐震対策事業費につきまして、9,766万円の増額をお願いしております。これは県立学校校舎の耐震補強工事のうち、平成22年度以降に予定しておりました明星視覚支援学校とみやざき中央支援学校における工事を本年度に前倒して実施したいものであります。

その下の（事項）㊦高等学校等生徒修学支援基金事業費につきましては、後ほど常任委員会資料により御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、228ページをお願いいたします。上から3行目の（事項）産業教育設備費につきまして2億3,154万7,000円の増額をお願いしております。工業系高等学校と専門学校の設備の中には、年数を経て旧式化したものも含まれておりますため、このたび、新規導入を含め、可能な限り更新を図りたいものでございます。

その下の（事項）㊧生徒増校等対策緊急整備事業費につきましては、後ほど常任委員会資料により御説明申し上げます。

資料かわりまして、平成21年9月定例県議会提出議案の45ページをお願いいたします。議案第14号「宮崎県高等学校等生徒修学支援基金条例」についてであります。本条例案は、第1条にありますとおり、経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を目的として当該基金の設置を図るものでございます。詳しくは、常任委員会資料により御説明申し上げます。

まことに恐れ入りますが、資料、再びかわり

まして、この薄い常任委員会資料の2ページをお願いいたします。新規事業高等学校等生徒修学支援基金事業についてであります。この事業は、ただいまごらんいただきました基金条例案の制定に伴いまして実施を図るものであります。まず、1の事業目的であります。国において本年度の補正予算により特例交付金が創設されたことに伴いまして、この交付金の受け皿となる基金を新たに造成し、その基金を活用して、経済的な理由により修学が困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を図るものでございます。

2の事業の内容であります。まず（1）の①にありますとおり、基金6億5,000万円を造成いたします。原資は、本年度中に国から全額を受け入れる予定となっております。また、この基金は、②にございますとおり、平成24年6月30日をもって解散するものであり、基金活用による事業の実施期間は、平成24年3月31日までの時限つきのもとなっております。基金を造成しました後、（2）にありますとおり、この基金を取り崩しながら財源に当て、①私立高等学校生徒の授業料減免措置に係る補助事業、これは県民政策部の所管となります。及び②高等学校等生徒に係る県奨学金事業への資金補給、この2つの修学支援を行ってまいります。

教育委員会におきましては、②を所管することとなりますが、これは、下の図にありますとおり、平成20年度における奨学金貸与者数実績を基準といたしまして、平成21年度から23年度までの各年度ごとに貸与者数が増加した分に対して、その経費を本基金から充当するものであります。

3の事業費についてであります。総額7億5,679万円を計上しております。内訳はごらん

のとおりでございます。なお、平成23年度末における事業終了後、基金に残額がある場合は、国に返還することとなっております。

次に、右側の3ページ、新規事業生徒増校等対策緊急整備事業についてであります。1の事業目的であります。生徒数の増加による教育活動スペースの不足や、特に著しい老朽化等、緊急に対策を講ずべき学校施設について、所要の整備を行うものであります。

2の事業内容であります。まず(1)の小林秀峰高等学校についてであります。これは、同校体育館の耐震化等に係る改築事業として、鉄筋コンクリート・一部鉄骨造一階建て、延べ面積1,600平米の体育館を建設するものであります。なお、既存の体育館は、解体することとしております。次に、(2)の宮崎西高等学校附属中学校についてであります。これは、学習指導要領の改正に伴い、平成24年度から中学校において武道が必修となることに対応する等のため、同校に鉄骨造一階建て、延べ面積450平米の多目的利用が可能な武道場を建設し、あわせて太陽光パネルの設置を行うものであります。

3の事業費であります。小林秀峰高校の体育館につきましては、3億2,622万8,000円、宮崎西校附属中武道場につきましては、1億586万円、計4億3,208万8,000円となっております。

最後に、13ページをお願いいたします。これは、都城農業高校が出荷した生乳からの、検査段階における抗生物質被検出案件についての御報告でございます。まず、1の事実関係についてでございますが、(1)にありますとおり、去る9月12日、都城農業高校三股牧場から出荷した乳牛の生乳から出荷過程における検査において、細菌発生抑制物質、すなわち抗生物質が検

出されました。このため、(2)にお示ししておりますとおり、同生乳の販売を委託している宮崎県経済農業協同組合連合会におかれては、同校牧場を含め、各農家を集乳車で巡回して集乳しているところであります。この抗生物質の混入により、その折集乳した生乳のすべてを廃棄することとなったものであります。

2の原因といたしましては、(1)にありますとおり、乳房炎の治療のため抗生物質を注入した乳房から搾りました生乳が、出荷用の生乳に混入したものと推定されます。これは(2)にありますとおり、乳房炎に罹患している乳牛を搾乳した職員が、本来廃棄すべき生乳が搾られた乳房に、出荷用の搾乳機を誤ってつないだためと思われま。

3の廃棄となった生乳の量であります。都城農業高校出荷分が855キログラム、各農家出荷分7戸分でございますが、6,161キログラム、計7,016キログラムとなっております。

4にございますとおり、損害額は90万円程度と見込まれております。

幸い、厳重な検査システムに組み込まれておりますおかげをもちまして、この生乳が市場に出回ることは防がれたわけでございますが、本来あってはならない事態でございまして、今後は、このようなことが再び生じることのないよう、感染牛については、搾乳システムを非感染牛から分離し、その産出生乳は、すべて廃棄することとしたところであります。御心配をおかけいたしました。

財務福利課につきましては、以上でございます。

○横田委員長 それでは、午前中、次の学校政策課までとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○児玉学校政策課長 学校政策課でございます。お手元の歳出予算説明資料の229ページをお開きください。学校政策課の補正額は、7,357万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、14億8,085万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。231ページをお開きください。（事項）学力向上推進費のみやざき小中学校学力向上推進事業349万7,000円の増額についてであります。この事業は、国庫委託決定に伴うものでありますが、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、（事項）指導者養成費の理科支援員等配置事業671万8,000円の増額についてであります。この事業は、科学技術振興機構の委託決定に伴うものでありますが、退職教員等による理科支援員の追加配置を行い、小学校の理科の授業における観察・実験の支援と教員の指導力向上を図るものであります。

次に、外国語活動指導者養成事業80万円の増額についてであります。この事業は、国庫委託決定に伴うものでありますが、教材の効果的な活用や、評価のあり方、指導体制づくりについての実践的な研究をモデル的に実施することにより、小学校における外国語活動の円滑な導入を図るものであります。

次に、（事項）就職支援活動促進費の志を育む進路指導サポート事業2,743万3,000円の増額と、次の232ページの（事項）高校教育充実事業費の新規事業ICTを活用した学力向上モデル事業3,022万9,000円についてであります。これらの事業は、経済・雇用対策の実施に伴うものでありますが、後ほど、常任委員会資料で説明いたします。

次に、（事項）産業教育振興費のみやざきの農業教育推進事業490万円の増額についてであります。この事業は、国庫委託決定に伴うものでありますが、県内農業高校3校を指定し、生徒の県外市場研修を含む長期現場実習や技術者等による実践指導等を行いながら、担い手育成を図るものであります。

次に、みやざき小中学校学力向上推進事業、そして志を育む進路指導サポート事業、そしてICTを活用した学力向上モデル事業の3つについて再度御説明いたします。文教警察企業常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、みやざき小中学校学力向上推進事業であります。1の事業の目的であります。児童生徒の学力向上のため、全国学力・学習状況等調査等の結果を活用し、地域として学校の教育活動等の改善に取り組む実践研究をモデル的に実施するものであります。

2の事業の内容であります。延岡市内の小中学校3校、及び中学校3校を推進校としまして、国や県の学力調査で明らかとなった課題解決のための実践研究を行います。また、インターネット上で、学習單元ごとに各学校の児童生徒の学習状況を評価できるシステムを開発し、推進校における実践研究において、このシステムを活用することにより効果を検証いたします。事業費は、349万7,000円をお願いしております。

次に、5ページの志を育む進路指導サポート事業であります。1の事業の目的であります。現在の厳しい雇用情勢を踏まえ、地元経済や企業の状況を把握している人材を、進路対策専門員として学校に配置することにより、学校における就職指導の一層の強化を図り、高校生に対する就職支援活動を促進するものであります。

す。

2の事業の内容であります。現在、進路対策専門員を5校に設置しておりますほか、退職教員による就職支援教員を7校に配置しております。今回の補正により就職を希望する生徒の多い専門高校等に、新たに18名の進路対策専門員を配置するものであります。進路対策専門員の主な業務内容は、県内外の企業訪問による新規求人開拓や就職後の定着指導などであり、事業費は、2,743万3,000円をお願いしております。

次に、6ページの新規事業ICTを活用した学力向上モデル事業であります。1の事業の目的であります。生徒の情報活用能力及び教員のICT活用指導力を育成するため、県立学校における情報通信機器等の整備を行い、ICTを活用した学力向上を図るものであります。

2の事業の内容であります。宮崎大宮、都城西、五ヶ瀬中等教育の3校を整備対象校とし、普通教室への無線LANとノートパソコン等の整備を行うものであります。教材のビジュアル化と共有化を行うことで、わかる授業を展開し、学力向上を図ります。また、グループ学習や調べ学習において活用することで、プレゼンテーションなどを通じた言語能力の向上を図ります。事業費は、3,022万9,000円をお願いしております。補正予算に係る説明は以上であります。

続きまして、お手元の平成21年度9月定例県議会提出議案の33ページをお開きください。

議案第8号についてであります。これは、県立中学校の設置、及び県立高等学校の閉校につきまして、「教育関係の公の施設に関する条例」の一部を改正するものものであります。お手元の常任委員会資料にもう一度戻っていただ

きまして、こちらのほうで御説明いたします。常任委員会資料7ページをお開きください。1の改正理由につきましては、県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の設置、及び県立高原高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容につきましては、次のページの新旧対照表にありますとおり、別表第1において、県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校を追加しますとともに、県立高原高等学校を削除するものであります。

3の施行期日ではありますが、県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の設置につきましては、入学者選抜の関係から平成22年1月1日としております。県立高原高等学校の閉校につきましては、最後の学年の生徒が卒業しますのが平成25年3月でありますことから、平成25年4月1日としております。

4の概要についてではありますが、県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校という校名につきましては、公募の結果を踏まえて決定させていただきました。また、県立高原高等学校につきましては、平成23年度より生徒募集を停止する予定としております。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、報告事項大麻等薬物に関するアンケート調査結果についての説明のほうを学校支援監のほうからさせていただきます。

○横田委員長 そんなに長くないですね。

○児玉学校政策課長 5分ぐらい……。

○横田委員長 ちょっと時間がかかるようであれば、ここで一たん休憩に入らせていただきまして、午後1時に再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後12時6分休憩

午後1時3分再開

○横田委員長 ただいまから委員会を再開したいと思います。

午前中に引き続き、執行部の説明をお願いします。

○山本学校支援監 よろしくをお願いします。

お手元の常任委員会資料の14ページをごらんください。「大麻等薬物」に関するアンケート調査結果がまとまりましたので、御報告いたします。

14ページのⅠからⅢにありますように、この調査は、県立学校の生徒を対象に、大麻等薬物に関する実態を把握し、問題点を明らかにするとともに、今後の指導に生かすことに目的に、ことしの7月から8月にかけて実施し、県立学校の5,356名の生徒から回答を得たものであります。なお、調査対象生徒は、各学年の1クラス抽出で無記名で行ったもので、県立学校全生徒数の21.4%に当たります。

Ⅳの調査結果（概要）をごらんください。

この調査におきましては、薬物を大麻だけでなく、シンナー等有機溶剤や覚せい剤などを含め、対象を幅広くとらえております。

まず、1の「大麻等薬物についてどのような印象を持っていますか」との質問に対しまして、①の「1回でも使用すれば、やめられなくなる」、②の「1回でも使用すれば、心や体に害がある」、③の「犯罪に巻き込まれる」など、約7割に近い生徒が薬物の危険性を感じている状況があります。

その一方で、低い割合ではありますが、「気持ちよくなれる」「ダイエットに効果がある」など、誤った認識を持っている生徒が約1割いること、また、「1回使用するくらいであれ

ば、特に問題はない」「使用が見つからなければ、特に問題はない」と回答した生徒もおりますので、生徒の規範意識を高めるとともに、生徒が薬物に対して正しい認識を持つことができるよう、指導の充実を図ることが必要であると考えております。

次に、15ページの2の「大麻等薬物を使用した場合の害についてどのようなことを知っていますか」との問いにおきましては、①の「自分の意志でやめることが難しくなる」や②の「使い続けるのをやめても、脳に薬物の記憶が残っており、単にストレスを感じた場合にも幻覚や妄想が突然あらわれる場合がある」、③の「使い続けると、脳の神経が侵され、人格に異常を来す」などの理解が高いようであります。

3の「大麻等薬物の使用について誘われたことがありますか」との問いに関しまして、0.7%（38名）の生徒が、友人や先輩、そして知らない人などから誘われており、生徒が薬物に手出しやすい機会があるととらえております。

4の「大麻等薬物を使用している生徒のうわさを聞いたことがありますか」では、0.8%（45名）の生徒が「うわさを聞いたことがある」と答えております。

また、5の「大麻等薬物を使用している人を見かけたことがありますか」では、0.4%（23名）の生徒が「見かけたことがある」と答えております。生徒が薬物使用を見かけた時間帯につきましては、午後10時から午前4時の深夜が多いことから、夜間徘徊に関する指導も含めて、学校と家庭が十分連携しながら、啓発活動や薬物乱用防止のための取り組みを推進していく必要があります。

最後の6の「親しい友人等から大麻等薬物の使用を誘われたらどうしますか」との問いに対

して、「わからない」「断り切れずに使用する」など、薬物使用につながりかねない生徒が約1割近くいる状況であります。

結果は以上であります。これらの結果を大きな問題としてとらえ、生徒を指導していく必要があると考え、県立学校におきましては、これらの結果に基づいた指導を各学校で実施し、その結果を再度アンケートで確認するよう指導したところであります。また、小学校、中学校での指導も必要であると考え、市町村教育委員会へこの結果の情報を提供するとともに、各学校での指導に役立てるようお願いしたところであります。

今後とも、薬物乱用防止教室の実施など、さまざまな手だてを講じながら、10月に行われます県立校長会や教育事務所長会でも問題を共有するとともに、PTA連合会とも連携しながら、大麻など薬物乱用防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○阿南教職員課長 教職員課関係の補正予算につきまして御説明をいたします。

平成21年度9月補正歳出予算説明資料をごらんいただきたいと思っております。教職員課のインデックスのところ、ページで言いますと233ページをお開きください。

一般会計64万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は987億3,986万6,000円となります。

その内容について御説明いたします。1枚めくっていただき、235ページをお開きください。

一番下の段、(事項)教職員人事費でございます。新規事業「学校マネジメント支援に関する調査研究事業」に係る国庫委託決定に伴いまして、64万円の増額補正をお願いしております。

この「学校マネジメント支援に関する調査研究事業」につきましては、組織的な学校運営が効率的に行われることにより、教師の児童生徒と向き合う時間が確保できるよう、主幹教諭を活用した組織的な学校運営や、学校事務共同実施の充実による教師の事務負担軽減について、調査研究を行うものであります。

教職員課につきましては以上でございます。

○興梠生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算について御説明を申し上げます。

同じく歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、ページで申しますと237ページをお願いいたします。

一般会計予算で1,050万円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、6億3,573万5,000円でございます。

この補正の内容につきましては、めくっていただきまして239ページをお開きください。

表の上から5段目の(事項)図書館費でございます。その下の説明欄にありますように、新規事業「県立図書館空調機更新事業」でございます。これは、現在、県立図書館に設置されております2基の空調設備のうちの1基が、老朽化に伴いまして破損したため、空調設備の更新を行うものでございます。この空調設備の更新を行うことによりまして、古文書を初めとする貴重資料等、県民の財産でございます資料を適正に管理してまいりたいと考えております。事業費につきましては1,050万円でございます。

生涯学習課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清野文化財課長 文化財課でございます。

一般会計補正予算(第4号)についてであります。歳出予算説明資料の241ページをお開きく

ださい。

今回の文化財課の補正は、国の委託事業決定に伴うもので、一般会計で354万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は12億6,405万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして243ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項) 考古博物館教育普及費の新規事業「国際交流展関連シンポジウム等開催事業」の国庫委託決定に伴うものであります。これは、西都原考古博物館で開催いたします国際交流展「玉と王権」において、串間市出土とされる我が国でも貴重な玉璧を展示することにより、交流展のさらなる充実を図るとともに、文化遺産に対する関心と理解を深め、地域の活性化を図ることを目的に、玉璧を生かしたまちづくりに取り組んでいる串間市において、シンポジウムを実施するものであります。

文化財課は以上でございます。

○金丸総務課長 資料変わりました、常任委員会資料をお願いいたします。10ページをお願いいたします。宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

まず、点検・評価の根拠法令でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条が平成20年4月1日に施行されまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされております。したがって、昨年度から、この点検・評価を実施しているところでございます。

次に、点検・評価の対象といたしましては、平成19年6月に策定いたしました新みやざき創造計画の施策のうち、教育委員会が所管する各施策の前年度実績につきまして点検・評価を行うものでございます。表の中、表1が新みやざき創造戦略の全体の体系でありまして、このうち戦略1-1、戦略1-2、戦略1-3、丸印を打っておりますが、これが教育委員会が所管するものでございます。

右のページにやや詳しく書いておりますので、右のページをごらんいただきたいと思っております。

今申し上げた3項目でございますが、戦略1-1の「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」では、①といたしまして「学校支援ボランティアやコミュニティ・スクール等、地域の人材を活用した取組の推進」、5行下でございますが、②といたしまして「いじめ等悩みを抱える児童・生徒の相談窓口の充実」であります。

戦略1-2「学力・スポーツレベルの向上」では、①といたしまして「少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導・生徒指導」、②といたしまして「幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進」、③といたしまして「教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」、④といたしまして「強化指定校による学力・競技力の充実・強化」であります。

戦略1-3「視野の広い人材の育成・輩出」では、①といたしまして「意欲ある学生へのチャレンジ機会の提供」、②といたしまして「「生涯学習」「生涯スポーツ」の更なる推進」、③といたしまして「文化、芸術、スポーツ等に秀でた人材の輩出強化」を掲げております。

次のページをおめくりいただきたいと思いま

す。第3の点検・評価の方法でございます。点検・評価は、統一性及び客観性を確保する観点から、全庁的に行っております「宮崎県政策評価システム」を活用しております。

まず、評価の観点は2つありまして、進捗評価は、新みやざき創造戦略につきまして工程表を策定しておりますので、この工程表の進捗状況を評価するものであり、成果評価につきましては、工程表に基づき取り組んだことにより、成果がどの程度上がっているかを評価するものでございます。

(2) 評価の基準は、進捗評価及び成果評価ともに、それぞれA、B、Cの3段階としております。

(3) の評価の対象でございますが、先ほどごらんいただきました11ページの表2にあります①、②、③の中項目及び、ひし形マークで示しております小項目につきまして、評価を行っているところでございます。それぞれA、B、Cの評価を行っているところでございます。

第4の点検・評価の県民への公表でございますが、点検・評価の報告書のすべてを県庁ホームページの教育委員会のページに掲載することとしております。

私からの説明は以上でございますが、引き続きまして、点検・評価の中身につきまして、政策企画監、学校政策課長、生涯学習課長から御説明を申し上げます。

○吉村政策企画監 それでは、A4判横になっております別冊資料の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の冊子をごらんください。1ページをお願いいたします。

戦略1—1「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」には、総務課、学校政策課、特別支援教育室、生涯学習課がかかわっておりますが、

総務課が取りまとめとなっておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

この戦略1—1は、1の枝戦略の概要にありますように、「知・徳・体の調和のとれた健やかな子どもを育成するため、学校支援ボランティアなど地域人材を積極的に活用することによって、いじめ等悩みを抱える子どもへの支援に努めるとともに、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力の向上を図る」、このことを目的としておりまして、下の2にありますように、基本指標として、公立小・中・高等学校における不登校児童生徒数、また、その下3にありますように、①、2ページの②の2つの重点事項を設定し、取り組んでまいりました。

まず、2の基本指標の達成状況ですけれども、平成20年度の不登校児童生徒数は1,248名で、対前年度比で申し上げますと、70名の減となりました。

次に、3の重点項目の進捗状況等についてでございますけれども、1点目の「学校支援ボランティアやコミュニティ・スクール等、地域の人材を活用した取組」についてですけれども、右の欄にございますように、学校支援ボランティアにつきましては、宮崎市を初めとする7つの市町において、「地域で子どもを育てる『地域教育システム創造』実践モデル事業」の3年目の取り組みが推進され、例えば地域住民等による読み聞かせですとか登下校時の見守り活動など、子供たちにかかわるさまざまな活動が地域住民主導で展開されました。

また、県内すべての特別支援学校で行いました特別支援教育ボランティア養成講座では、目標値を上回る318名のボランティアの養成や、特別支援学校に配置しております特別支援教育コーディネーターによる近隣の小中学校等への

専門的なアドバイスが延べ2,987件となるなど、特別支援学校を中心に地域における特別支援教育の充実に努めてまいりました。

このような取り組みにより、下の成果にありますように、学校支援ボランティア等の地域人材を活用した取り組みの充実・拡大が図られるとともに、その下にありますように、学校側も保護者や地域住民に子供の教育についての理解をより深めてもらおうと、対前年度比1.8ポイント増の88.4%の学校でオープンスクールが実施されるなど、学校から地域への積極的な情報提供に努め、地域に開かれた学校づくりが進められました。

しかし、上の黒三角にありますように、地域住民が指導者となって子供たちにさまざまな体験活動等を提供し充実を図ることにつきましては、全県的な展開にまでは至りませんでしたので、①につきましては、取り組みの一部におくれがあったことから、進捗評価はB、しかしながら、全体的にはおおむね順調に成果が上がっているということから、成果評価はAと判断をいただきました。

次に、2ページ、②の「いじめ等悩みを抱える児童・生徒の相談窓口の充実」についてですが、スクールカウンセラーやスクールアシスタントなど、小中学校155校に配置するとともに、教育研修センターでの「教育相談専用電話ふれあいコール」やNPO法人委託により「子ども専用相談電話」等、相談体制の充実に努めてまいりました。また、いじめ・不登校防止等の手引書となります県版の生徒指導資料を活用した教職員研修の充実など、工程表どおり進めてまいりました。

このような取り組みによりまして、成果にありますように、いじめ・不登校や非行等問題行

動に対する早期発見・早期対応とともに、よりの確な対応が可能となるなど、生徒指導に係る教職員の指導力向上を図ることができました。

しかし、ネット上のいじめ対策につきましては、具体的な対策を講じるまでには至らなかったことから、②につきましては、進捗評価A、成果評価はBとなりました。

なお、外部評価委員からは、学校支援ボランティアの今後のあり方を初め、4点について御意見をいただきました。

戦略1-1につきましては、以上でございます。

○児玉学校政策課長 戦略1-2について御説明いたします。3ページをごらんください。

枝戦略名は「学力・スポーツレベルの向上」で、関係課は、総務課、学校政策課、特別支援教育室、教職員課、スポーツ振興課の5課・室であります。

初めに、1、枝戦略の概要であります、「本県の子どもたちの学力・競技力の向上を図るため、少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導の充実や、幼保・小・中・高・大の連携による教育、強化指定校等による教育の推進に努めますとともに、教職員の研修の充実を図ることにより、本県教育水準の一層の向上に努める」こととしております。

次に、2、基本指標の達成状況についてであります。

2つの基本指標を掲げておりますが、まず、全国学力・学習状況調査の結果について御説明いたします。これにつきましては、平成22年度の目標値を全国平均値以上と設定しております。その下の達成状況の欄をごらんください。昨年度の調査結果につきましては、小学校は全国平均値とほぼ同じであり、中学校については

全国平均を1ポイント以上上回っております。教科別に見ますと、小学校国語、算数の「活用」に関する問題に課題が見られたものの、その他についてはおおむね良好でございました。

次に、もう1つの指標として掲げております「公立学校の全児童生徒に対する体力テストで全国平均値を上回った項目の割合」についてであります。平成22年度の目標値を65%と設定しているところではありますが、昨年度の状況は62.3%であり、目標値には達しておりません。ただ、本県のデータを平成19年度のものと比較してみますと、達成状況の欄にありますように、全調査204項目中、8割を上回る164項目が前年度の数値よりも上昇しております。また、ここ数年のデータを比較してみましても、上昇傾向を示しているところでもあります。

次に、3、重点項目の進捗状況等についてであります。

初めに、「①少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導・生徒指導」についてです。

少人数学級につきましては、1つ目の丸にありますように、小学校1、2年生に加えて、平成20年度より中学校6校をモデル校に指定し、試行を始めました。また、2つ目の丸にありますように、少人数指導につきましても、加配教員を配置するなど、きめ細かな学習指導の充実を図りました。

その結果、（成果）の2つ目の丸にありますように、小中学校ともに目標値である全国学力・学習状況調査の結果が全国平均値以上となっておりますので、今回、進捗評価をA、成果評価もAという評価をいただきました。

4ページになります。2つ目に、「②幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進」につ

いてです。

（進捗）の幼保・小・中・高・大の連携による教育については、工程表どおり進めることができました。また、2つ目の丸にありますように、特別支援教育におきましては、「宮崎県特別支援学校総合整備計画」などを策定し、特別支援教育の充実を図っているところであります。さらに、6つ目の丸にありますように、大学や大学生との連携については、学生に対する講義の実施や職員の派遣など、積極的な交流を進めることができいております。

その結果、成果の1つ目の丸にありますように、就学前教育の推進が図られるとともに、2つ目、3つ目の丸の各校種間の連携の充実により、学力や体力が向上していることから、今回、進捗評価A、成果評価もAという評価をいただいております。

5ページをお開きください。3つ目は、「③教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」についてであります。

現在、1つ目の丸にありますように、教員48名を企業や大学等に研修派遣するとともに、教育委員会が策定した「教職員人材育成プラン」に沿って、教職員のキャリアに応じた研修を体系的・計画的に実施し、教職員の資質向上を図っております。

しかしながら、黒三角にありますように、校内研修推進モデル校の研修の成果をモデル校以外の学校に普及していないことから、進捗評価はAであります。成果評価はBという評価をいただきました。今後は、モデル校における実践の成果を取りまとめて各学校に情報提供したり、教育研修センターの講座内容と連携させて活用したりすることによって、県内の学校に広く普及していきたいと考えております。

4つ目は、「④強化指定校による学力・競技力の充実・強化」についてであります。

学力向上につきましては、さまざまな取り組みを推進し、その向上に努めてまいりました。進捗の1つ目の丸にありますように、小中学校におきましては、「学校改善支援プラン」を作成し、すべての学校で検証改善サイクルの確立に努めることができいております。また、2つ目の丸にありますように、高等学校におきましては、「学力向上プラン」の策定や授業研究会・合同学習会の実施、キャリアアップのための取り組みなどの充実を図りながら、高校生の学力向上やキャリアアップに努めているところでございます。競技力の充実・強化につきましては、3つ目の丸にありますように、中学校と高等学校の連携を深めた指導体制の充実や、運動部活動への地域指導者の協力体制の充実を図っているところであります。また、中学や高等学校における競技力推進校の指定を行った取り組みも進めております。

成果の1つ目の丸にありますように、学力向上につきましては、小中学校では授業がわかる児童生徒の割合が高く、基本指標である全国学力・学習状況調査も目標値である全国平均以上となっております。また、2つ目の丸にありますように、高等学校におけるキャリアアップについても、難関資格の取得などの成果につながっております。

しかしながら、競技力向上については、黒三角にありますように、全国や九州大会での入賞が増加しておりますが、全体的なレベルアップまでには至っていないことから、進捗評価はAであります。成果評価はBという評価をいただいたところであります。今後、競技全般にわたって、指導者の資質向上に向けた取り組

みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、外部評価委員からの主な御意見を3点記載しております。

以上、枝戦略1—2「学力・スポーツレベルの向上」についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○興梠生涯学習課長 それでは、資料の6ページをお願いいたします。

枝戦略1—3「視野の広い人材の育成・輩出」でございます。関係課は、学校政策課、スポーツ振興課、全国スポレク祭推進室、生涯学習課、文化財課の5課・室でございます。

まず、1の枝戦略の概要にありますように、「明日の宮崎を創造することができる有為な人材を育成するため、若者のチャレンジ支援や生涯学習・生涯スポーツ環境の整備、文化・芸術等の各分野に秀でた人材の育成を強化する取組の充実を図る」ことを目標として、基本指標にありますとおり、インターンシップや地域人材を活用した教育を実施している県立学校数を指標としております。それから、3にございますように、3つの重点項目を設定し、取り組んでまいっております。

そこで、3の枝戦略を構成する重点項目の進捗状況等ではありますが、まず、「①意欲ある学生へのチャレンジ機会（就業体験・留学）の提供」につきましては、特別支援学校を含みますすべての県立学校で、インターンシップや地域人材を活用した教育活動を実施いたしました。各学校におきましては、これらの取り組みを通して、望ましい勤労観や職業観の育成が図られたところでありまして、真剣に取り組む生徒の姿に企業側からも高い評価をいただいております。

しかしながら、一部、例えば重点項目の一つに掲げておりました留学につきましては、具体化の検討に至っておりません。このようなことから、①につきましては、進捗評価はA、成果評価はBとされたところでございます。

次に、②の「生涯学習」「生涯スポーツ」の更なる推進であります。生涯学習につきましては、平成20年3月に策定いたしました「宮崎県生涯学習振興ビジョン」に基づきまして、全庁的にはもちろん、市町村や社会教育関係団体とも連携を図りまして、さまざまな分野で生涯学習の振興につながる施策を実施しますとともに、県民の生涯学習活動に向けたサービスの提供等に努めております。また、生涯スポーツにつきましては、県民総合スポーツ祭や総合型地域スポーツクラブ推進事業など、おおむね工程どおりに推進できたところであります。さらに、全国スポーツ・レクリエーション祭宮崎県開催準備事業につきましても、平成21年度の開催に向けまして、計画どおりの実施ができております。

この結果、県立学校開放講座では、32校54講座、1,200名の受講がありました。また、めぐっていただきまして、次の7ページでございますが、県民スポーツ祭の参加数が約1万7,000人に達しまして、県内15カ所に設置されております総合型スポーツクラブの指導者の養成も着実に進んだところであります。さらに、県民意識調査の結果でも、週1回以上スポーツをする人の割合が、前年度と比較しまして3.2ポイント上昇し、48.6ポイントとなっております。

しかしながら、生涯学習関係の情報提供を行っておりますホームページ「SUN—NETみやざき」のアクセス数や、県立学校開放講座のキャリアアップ講座の数につきましては、目

標を若干下回った結果となっております。このようなことから、②につきましては、進捗評価はA、成果評価はBとされたところでございます。

最後に、③の「文化・芸術・スポーツ等で秀でた人材の輩出強化」についてであります。民俗文化財の保存・継承につきましては、県内各地の保存団体や文化財愛護少年団の活動などを通して取り組まれておまして、これらの団体の活動に必要な資材の整備等に関する助成や、少年団の交流事業などを実施いたしました。また、スポーツ分野で教養の高い人材の養成につきましては、中学校と高等学校との連携により、一貫した指導による育成体制の構築を図ってきたところでございます。

このような取り組みの結果、民俗文化財の保存・継承に取り組む団体の活性化や、文化財の保護に対する関心を高めることができたところであります。

しかしながら、目標としておりますトップアスリートの育成につきましては、有望競技について競技力の向上は図られましたものの、全国大会等で安定して活躍できる人材の育成がいまだ課題となっております。このようなことから、進捗評価はA、成果評価はBとされたところであります。

4番目に、外部評価委員の御意見を掲げております。以上でございます。

○稲元高文祭推進室長 よろしくお願いたします。

初めに、お礼を申し上げます。

先ほど、教育長からもございましたけれども、さきに三重県で開催されました全国高等学校総合文化祭におきましては、横田委員長を初め委員の皆様、暑い中、御視察をいただきま

した。お忙しい中をお越しいただきまして、参加する生徒に激励のお言葉もいただきました。本当にありがとうございました。

また、先ほど、委員長から温かいお言葉もいただきましたけれども、先週土曜日に開催されました第34回全国高等学校総合文化祭プレ大会、第31回宮崎県高等学校総合文化祭の総合開会式におきましても、御臨席いただき、ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

それでは、7月29日から5日間にわたり開催されました第33回全国高等学校総合文化祭の結果について御報告いたします。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

ことは、資料にありますとおり、本県からは、日本音楽部門から国際ボランティア部門まで、計18部門に373名の生徒が参加しております。表の左端に縦書きでお示ししております開催形式のうち、コンクール形式と競技形式における成績優秀者には、大会会長の表彰がございます。

本県の高校生の受賞につきましては、ゴシック体でお示ししておりますけれども、コンクール形式の写真部門で優秀賞と奨励賞を各1名、競技形式の小倉百人一首かるた部門で奨励賞を1団体、また、専門部会長の表彰になりますけれども、フェスティバル形式の書道部門で特別賞を1名が受賞しております。

来年度はいよいよ宮崎大会が開催され、全国から多くの高校生が来県いたします。今後も本県高校生の技術の向上等に努めますとともに、運営につきましては、県実行委員会等で各種の協議を行いまして、円滑な運営とおもてなしの心を重視した思い出に残る大会にしたいと考え

ております。今後とも、御理解・御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○川崎スポーツ振興課長 スポーツ振興課の報告事項でございます。

資料の17ページをお開きください。

7月28日から8月20日まで、奈良県を中心に開催されました全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

まず、団体の部では、バスケットボール男子の延岡学園高校と新体操男子の小林秀峰・工業高校が2連覇を目指しましたが、バスケットボールは2位、新体操は3位でありました。団体の入賞は、6競技6種目となっております。

個人の部につきましては、陸上競技女子100メートルハードルで、宮崎商業高校の清山ちさとさんが優勝、川崎葵さんが2位となり、大きな話題となりました。また、表の中ほどにありますがウエイトリフティングの53キログラム級で富島高校の高尾宏明君と、その下の柔道男子個人60キログラム級で宮崎日大高校の志々目徹君が優勝するなど、個人全体では11競技38種目で入賞しております。

団体と個人を合わせますと、44種目の入賞となり、過去最高でありました昨年度の47種目には及びませんでした。これに匹敵する入賞数となりました。

次に、全国中学校体育大会の結果についてであります。18ページをごらんください。

団体の部では、日南市立榎原中学校のバレーボール男子と小林市立三松中学校ハンドボール男子が堂々の3位、同じく三松中学校ハンドボール女子と三股町立三股中学校剣道男子が5位入賞を果たしました。

個人の部では、陸上競技3年女子100メートルで日南市立東郷中学校の安部早也加さんが4位

入賞、柔道女子個人で都城市立西中学校の入来成美さんが5位入賞となっております。

下段には、参考として競技団体主催の大会を記載しておりますが、第17回全国中学生空手道選手権大会、男子団体組手の部の新富町立富田中学校の3連覇を初め、5種目で優勝、1種目が2位というすばらしい結果を残しております。

全国中学校体育大会に準ずるこれらの大会の入賞者数と全国中学校体育大会での結果を加えますと、本年度の入賞者数は14種目となります。

以上のように、高等学校、中学校ともに、各学校の指導者の熱心な指導によりまして、今回の結果につながったと考えております。また、県の施策でもあります競技力向上推進校の指定やトップアスリート育成事業などによりまして、競技力向上への対策が着実に実を結んでいる成果だと受けとめております。今後とも、少年競技力の向上に向け、各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○川井田全国スポーツレクリエーション祭推進室長 同じ資料の19ページと、お配りしておりますリーフレットをあわせてごらんください。

スポレクみやざき2009について、祭典の内容が固まってまいりましたので、御説明をいたします。

資料の1は祭典イメージであります。10月17日の開会式から20日の閉会式まで、4日間開催します祭典を一覧表にしてあります。

2の種目別大会参加者数ですが、都道府県代表参加種目、フリー参加種目合わせまして、選手、監督、役員で約1万9,000人の参加を予定しております。

3の開会式であります。祭典初日の10月17日に県総合運動公園陸上競技場で実施します開会式には、1万5,000人の参加を予定しているところであります。

式典は3部構成としまして、第1部のオープニングアトラクションは、民謡、神楽など宮崎の文化、歴史を感じてもらう内容であり、第2部がセレモニー、第3部、歓迎アトラクションは、宮崎市内の小学校で取り組んでおりますMーキッズ体操、高校生によるマーチング、会場内全員によるボディーパーカッションなどで、宮崎の若者の元気や「スポーツランドみやざき」の活気を感じていただきたいと考えております。

次に、20ページをお願いします。4の総合運動公園内で開催します特別行事ではありますが、大きく6つのゾーンに分けております。

みやざきPRゾーンとおもてなしゾーンでは、宮崎の観光、スポーツランドみやざき、特産品をPRするとともに、宮崎の郷土料理、県産品等の販売や無料の振る舞いも計画しております。

協賛企業ゾーンと特別企画ゾーンでは、高等学校、特別支援学校、福祉施設等による製作品の販売や健康相談、マッサージなどを行います。

イベントステージゾーンであります。集客力のあるキャラクターショーやタレントショーのほか、公募いたしました出演者によるステージを計画し、幅広い年齢の方々に楽しんでいただける内容とし、隣接するニュースポーツ体験ゾーンで、多くの来場者が、特にスポーツに関心の薄い方にも、気楽にニュースポーツを体験することができるよう、31種目を準備しております。

5のシンポジウムであります。大会2日目の10月18日に、県武道館で島田洋七氏に講演をいただき、参加者との交流も計画しているところです。

6の閉会式ですが、10月20日にメディキット県民文化ホールで開催します。エンディングでは、参加者全員での合唱を行うなど、次期開催県である富山県との交流を深めながら、祭典を引き継ぐ内容とします。

なお、流行の拡大が心配される新型インフルエンザ対策であります。祭典に参加される選手に対して、手洗い、うがい等の感染予防と感染疑いのある場合の参加自粛などを事前をお願いするとともに、各会場地や宿泊施設等にも、消毒液の配置、ポスターの掲示を初めとする予防対策、患者が発生した場合の対応についてお願いをしたところでございます。

17日の開会式と20日の閉会式は、議会中でもあり、公私ともに御多忙の中に、多くの議員の皆様に出席いただく予定となっており、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

最後に、開催まで19日となりました。今後とも、祭典の成功に向けて、各会場地や関係機関と十分な連携を図り、新型インフルエンザ対策を初め、来県者の宿泊施設や輸送手段等の最終的な調整など、参加者から「宮崎に来てよかった。また来たい」と言っていただけのように、万全な体制で諸準備を進めてまいりますので、御支援・御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。まず、提出議案第1号、第8号、第14号についての質疑をお受けしたいと思います。

○丸山委員 今回の補正の件ですけれども、一般的なことになってしまうんですが、まず、政

権が変わりまして、補正予算の凍結もあり得るというような発言も出ておるんですが、今回の補正の案件で、確実にこれはすべて予算は大丈夫なのかというのをまず総体的にお伺いしたいと思っております。執行についてです。

○金丸総務課長 結論から申しますと、確実にこれが執行停止になるとか、ならないとかいうことについては、わかっておりません。常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思うんですけども、1ページに今回の補正の全体を書いておりますが、この一番右側の補正内容というところに、小さい文字で事業名をずっと上から並べております。ここに18の事業がありまして、このうち11の事業が経済雇用対策、国の補正予算に伴うものでございまして、残りの7事業は、通常、例年この9月議会で行わせていただいております国庫事業の決定等でございます。今の議員の御質問につきましては、国のほうでいろんな動きがありまして、私たちが情報収集には努めておりますが、具体的にこれが執行停止になるというようなものについては、まだ情報としてはございません。

○丸山委員 報道等では、一応10月上旬にある程度絞り込みをするというような話も来ているんですが、そういったある程度個々の細かく来ているというのがあるというふうに思ってよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○金丸総務課長 10月上旬、今、我々が持っている情報ですと、10月2日の日を目途に、総理大臣のほうにそれぞれの各大臣が報告をなさうというような指示が出ているというふうに聞いております。そういった今申し上げたものが9月18日の閣議決定で行われたようなんですが、そういう中で、全体的な全事業の見直しをなさうという総理大臣からの指示の中で、こ

れこれこういうものについては執行の一時保留をするというようなものも幾つか挙げられているようですが、少なくとも今県の補正予算で考えているものにつきましては、教育委員会のもも含めまして、そういった一時保留をしようというものの中には入っていないようでございます。そういう意味では、少し安心感はあるんですが、しかし、明確にその執行停止の対象外とされたという話もございませんので、今のところは不透明というふうに言わざるを得ない状況でございます。

○丸山委員 我々が持っている情報で、特に今回の議案でも上がっているんですけども、高等学校等生徒修学支援基金事業、これはことしだけじゃなくて、3年間ということで、1年目はいいけれども、2～3年目以降は非常に不透明だという話もよく聞いているんですけども、そうなった場合に、今回の条例が、確かに残ったお金は国のほうに返還するというようなシステムになっているというふうに聞いているんですが、特にこの議案との関係がありますので、情報が詳しく入っていればお伺いしたいというふうに思っているんですけども。

○井上財務福利課長 ただいま総務課長から申しましたように、予算関係の情報が特にあるわけではございませんが、ある時点で、この基金も民主党関係の凍結の対象と報道されたことがございます。現在の時点で確実なことはつかんでおりません。ただ、この財源が仮に国からやってまいりませんでも、ただいまの宮崎県育英資金の運営力の枠内で、平成21年、本年度はもちろんでございますけれども、22・23年度に多分これは利用者は増加すると見込まれますが、それは現在も基金で運営しているわけでございますけれども、その基金の力の範囲内で吸

収できると、このように思っております。以上でございます。

○丸山委員 ぜひ情報収集には気を配っていただきまして、特にこういう景気の状態でありますので、修学困難な生徒たちが、もしこの基金、先ほど言いました現ある基金がうまく活用できるように、しっかりやっていただきたいということをまずお願いしておきます。以上です。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他の報告事項を含めて質疑がありましたらどうぞ。

○中野廣明委員 ちょっと聞きますけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのは、これはずっと前からあったんですか。

○金丸総務課長 以前からございました。

○中野廣明委員 そしたら、以前からこの評価というのはずっとやっていたわけですか。

○金丸総務課長 この27条の規定は、平成20年4月1日に創設された規定でございます。したがって、この点検・評価については、昨年度が1年目で、ことしが2年目ということでございます。

○中野廣明委員 その法律の中で、この評価方式、それまで規定してあるんですか。

○金丸総務課長 評価方式とかあるいは様式とか、あるいはどのようなものを評価していくんだとかいう評価の対象とか、そういったものは一切ございません。文科省のほうの考え方も、どういう形でやっていくかについては、地方公共団体の判断でよろしいということでございます。

○中野廣明委員 これは全体的な今度の代表質問でやったんですけども、やっぱり評価委員もこの文章で評価するんですよ。これはかな

り私は難しいというか、評価しにくいだろうと思います。これだけAが多ければ、毎年の学習なり方法なりは、少しトータルで何か上がっていかんといかんのかなと思いますけれども、一応そういう意見だけ言っておきます。

○中野一則委員 秀峰高校の体育館を改築するというので議案が出ておりますが、この前、資料を先にもらいました。秀峰高校いわゆる小林工業高校が42年に建築した体育館で、これを改築するわけですけれども、この体育館の耐用年数というのは何年になるんですか。

○井上財務福利課長 建物の耐用年数が何年というのは、確実に出ないわけでございますけれども、鉄筋・鉄骨でございますから、構造部分は極めて頑丈かと思えますけれども、周辺の壁ですとか、そういうものは衰えてまいりますし、今回一番、今計画的に体育館の改築を進めておりますのは、新しい耐震基準に照らして、耐震性能が弱くなっているところを中心に進めているわけでございます。今、昭和40年代に建築しました体育館を集中的に耐震改修事業の対象としておりますので、それで考えますと、30年ないし40年の耐用年数かと存じます。以上です。

○中野一則委員 耐用年数はないということですか。

○井上財務福利課長 体育館について、一般的に耐用年数はこうだということは、なかなか言うことが難しいと存じます。

○中野一則委員 昭和30年代の体育館が3つ残っていますよね。これは旧体育館ということで、すべて別に体育館があるからいいと思うんですが、昭和40年から41年のものが3校、42年が小林工業を含めて3校、43年に建築したものが7校、44年のものが4校ということで、昭

和44年までが建築40年になるんですよ。かなりの数になるんですけれども、これは今後どういう計画で、秀峰高校みたいに建てかえとかされる予定なんですか。1年にどのくらいのペースでいくものでしょうか。

○井上財務福利課長 現在のところ、体育館の建てかえというのは、基本的には考えられておりませんで、耐震改修で対応してきているところでございますが、小林秀峰高校につきましては、経済対策臨時交付金という一種の僥幸がございました関係で、全面改築になりましたけれども、基本的に今、各体育館につきましては、耐震改修事業で対応しているところでございます。

○中野一則委員 耐震化が進んだものは、しばらくは古いものでもずっと続けるということですか。

○井上財務福利課長 そのとおりでございます。

○中野一則委員 工業高校のものは耐震化していなかったんですか。

○井上財務福利課長 現在の小林工業（小林秀峰高校）の体育館につきましては、耐震改修はまだ行っておりませんでした。

○中野一則委員 では、耐震化をしていないのは、44年度までに建設したもので、あと何校あるんですか。していないものはどこどこか。

○井上財務福利課長 今、皆さんのお手元に資料があるわけではないと存じますが、今後、門川高等学校ですとか宮崎海洋高等学校ですとか妻高等学校、みやざき中央支援、宮崎東等、それから都城農業、赤江まつばら支援、宮崎商業、福島、そういったところが改修の対象になってまいります。それ以外は、閉校に伴う取り壊し予定でありますとか、あるいは耐震改修

の必要がない強度を備えている、あるいは耐震改修が終わったというところでございます。

○中野一則委員 小林工業高校は耐震化していないから、今回こういう名目の事業で建てかえるということになったんだということですが、あと44年度までに、かなりの学校があるんですけども、普通は古いものから順番に建てかえをしてもらうということで、黙ってじっと我慢して待っているんですよね、それぞれの学校が。なまじっか耐震化してもらったばかりに、その順番が回ってこないとなれば、何かじっとしておれば耐震化してもらうことがばからしいということになるんですが、古いものから計画的に何かつくりかえるということにはならないのですか。

○井上財務福利課長 一般的に古いものからというふうな感じがすることは確かでございますけれども、実際に耐震性能の検査をいたしてみますと、古くても耐震性能が備わっているものがままございまして、なかなか機械的に古いものから全面改修の対象になるということにはならないのが現状でございます。

○中野一則委員 今度の小林秀峰高校は増校等対策緊急整備事業ということで、生徒数がふえたということが大義名分になっているようですが、あながち旧、今の体育館があるころの人数と今回予定する人数とに差はないんですよね。生徒数がふえるということにはならないのですが、この事業名にどうか苦しむんですけれども、例えば非常にこの小林秀峰高校はスポーツ熱心で、アリーナ面積を1.8倍と言われたですかね、ふやすとか本会議で言われて、喜んでいるわけですが、古い高校で都城工業高校、秀峰よりも2年古いわけですが、バレー部で全国優勝したり、中村委員の母校でもありますが、ここ

らあたりは改築の見通しとか、計画に全く載っていないんですかね。大規模校で、しかもスポーツ、いろいろ熱心なところ、小林秀峰に劣らない学校だと思うんですが、しかも2年も古い体育館、何か新しい体育館もあるんですかね。

○井上財務福利課長 都城工業につきましては、耐震性能の調査をいたしました結果、安全という結果が出ておりますので、耐震改修事業の対象にはなってございません。小林秀峰でございますけれども、小林秀峰高校の現体育館よりも1人当たりのアリーナ面積が狭い学校というのは1～2校はございます。それから、これより古い体育館も多少はございますし、まだ耐震改修が終わっていない学校は、先ほど申し上げましたとおり幾分あるわけでございます。それから、今おっしゃられましたとおり、運動部活動が非常に盛んな学校で、体育館を活用しているという学校も幾分あるわけでございますけれども、この4つの条件をすべて備えておりますのは小林秀峰だけでございまして、そういう中で今回経済危機対策臨時交付金が活用できて、財政的に1校のみ改築ということが可能だという環境の中で、小林秀峰高校体育館の改築を今御提案申し上げているということでございます。

○中野一則委員 40年以上たった学校がかなりありますから、古いものから順番に、余り後先にならないように、ひとつ計画どおり順次建てかえができるように要望しておきたいと思えます。なぜこういうことを言うかということ、待ち望んでいる高校があるということですので、どこの学校とは言いませんけれども、非常に学校全体の構図を見た場合に、体育館を別のほうに移動したほうがグラウンドの使い勝手とかいい

んですよね。そういうことでお願いしておきます。

それから、さっき開口一番委員長が、総合文化祭の三重大会のことやら、この前の、おとこのことやらを言われましたが、私も行って非常に感動しました。それで、ことしの三重大会には、373名が宮崎県から参加したということでしたが、全国で2万人、来年の宮崎大会もこの前のあいさつで2万人の生徒が参加するということでしたが、同じ規模ということですよ。せつかく宮崎県内で開催されるわけですから、ことし参加した373名よりも多く宮崎県の生徒は参加できないんですか。そのようになっているわけですか。

○稲元高文祭推進室長 来年の参加につきましては、先ほど申し上げました373名というのは部門の参加でございますので、各部門のこれからの代表になる数によって違ってまいります。以上でございます。

○中野一則委員 それから、この前のプレ大会とか県の大会、案内してくれたり、いろいろな準備等、大会のそういうことで、かかわる生徒もかなりいらっしゃいますよね。そういう人は延べどのくらいいるものでしょうか、全国大会の場合に。

○稲元高文祭推進室長 運営要員という言葉は私ども使っておりますけれども、運営要員は各大会によって、先催県の各大会を聞いてみましたら、数がかなり異なっております。ただ、来年度の全国大会を目指しまして、私どもも生徒が中心になって生徒の考えも取り入れた大会にしたいと考えておりますので、教職員のみならず関係する子供たちにも若干、全国大会のほうを今年度は視察してもらったところでございます。以上でございます。

○中野一則委員 参加する人、今、運営要員と言われましたが、その運営要員とか、あるいは見学とか、そういう形で一人でも多くの生徒が、せつかく宮崎県で開催されるわけですから、参加とか、かかわる形をぜひ学校ごとにつくってほしいなど。できたら全生徒が見学でもできるように各学校ごとに対応できると、非常に感動していい経験ができるんじゃないかなと、こう思っているんですよ。ぜひ、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

それから、飛び飛びで申しわけありませんが、委員会資料の4ページ、ここで言うべきことではありませんが、全国学力・学習状況調査、いわゆるこの学力調査の結果を各教育事務所ごとに発表されましたよね。非常にいいことだというふうに思っております。できたら学校ごとにぜひ発表する形を、鳥取でしたかね、どこか鳥取か島根かされたんですが、宮崎県も前向きに取り組んでほしいなど。そしてまた、先生ごとに何かそういう結果発表をしてもらいたいかなと、こう思っているんですよ。やはり先生によってかなり、そこは調べていないんですかね。でこぼこはないんですかね。いわゆる優秀な先生と、そうでないと言うと語弊がありますが、いかがなものでしょうか。

○山本学校支援監 先生ごとのということから御回答したいと思います。学級編制がありまして、学級ごとに、例えば6年生が受けるテストのときに5年生の担任がかわっているとか、中学校で言えば教科担がかわってくるということで、なかなか教科担がかわってきて、前の教科担まで捜して集計をし直すというのは、非常に難しゅうございます。というのが学校現場の現状でございます。

それから、公表につきましての件でございま

すけれども、国の学力調査につきましては、今年度から市町村教育委員会の御了解をいただきながら、教育事務所ごとに公表したわけでございますけれども、市町村ごとの結果の公表につきましては、この参加の決定をしました市町村教育委員会の判断にゆだねるということでございますので、各学校の公表につきましては、学校の判断ということでございます。それはまた文科省の実施要綱にも記載されておりますので、そういうふうに私たちは考えているところでございます。ただ、もう一つつけ加えるならば、本県は、小学校1校、中学校1校という市町村が、小学校で2市町村、中学校で7市町村でございますし、また、複数の学校があっても、例えば中学校で、2つの学校で21名とかいう町村もありますので、なかなか厳しい状況もあります。以上でございます。

○中野一則委員 1市町村に1校云々と言われましたが、また大阪府は、そういうことで配慮されたようですが、だから、すべての学校を市町村の教育委員会にゆだねるんじゃなくて、全校を公表すると、そう県の教育委員会がすれば、市町村が発表することだろうか、せんことだろうかと思わぬ必要もないし、人間ならできると言うんですよね。ぜひその実現をお願いしたいと思います。

それから、先生ごとの、分析してあるかどうか分かりませんが、ぜひお願いしたいと思うんですよね。例えば、歳出予算説明資料の223ページ、先生たちに非常にレベルの差があるから、それを平準化というか、みんな高めないかんわけですね。低い人もいるから高めたいということだと思っただけです。ここに子どもたちの読解力を高める指導者養成研修事業1,000万円とありますが、みんな高ければ、こういう事業はな

いと思うんですよ。予算は必要じゃない。低いから上げたいという事業があるわけですから、数学にしても国語にしても英語にしても、そういう先生もいるという、私から見れば、先生はこれ以上の人はいないと思っていたんですが、ここの223ページでこういう項目があったから、そうでない人もいるんだなというふうに変な理解をするわけですね。ですから、全授業のすべてを比較すれば、どの先生がどうだというのがわかって、先生も公表したことで非常に努力をされると、わざわざ県費を使わなくても個人で努力をされると思うんですよね。絶対負けない、おれの教え方は他の人には負けないんだという気概で、非常に努力を、勉強されて、そのおかげで生徒のレベルも高くなっていけば、県のお金は要らずに非常にレベルアップができる、これにこしたことはないと思うんですよね。なぜそういう発表を、せめて学校ごとの発表をできないものだろうかと思うんですけれども、いかなものでしょうか。

○山本学校支援監 過度な競争、序列化ということを私たちは一番心配するわけでございますし、そういうことで、文科省の実施要綱にもそういうふう書いてありますので、なかなか難しいというのが現状でございます。以上でございます。

○中野一則委員 過度な競争って、今、過度な競争をしようしようとしているのが県の教育委員会ですよ。高校に中等校を併設する。今回も条例改正が出ましたが、私立の学校が中高一貫教育で、非常にすばらしい生徒がそこに集中される。だから、そういうことにならないように、公立であっても中高一貫教育をしようしよう、宮崎でつくった、じゃ都城もつくってくれ、つくってくれと都城出身の県議の人は言

う。自分の地域にそういう学校をして、レベルを上げようとするわけでしょう。だから、過度な競争と言われるけれども、レベルアップをするための方策だから、僕はこれにこしたことはない、いいことだと思うんですよね。何かそういうのに弊害があるとは思わないんだけど、ぜひ実施をしていただくようお願いをしておきます。

それから、239ページ、県立図書館の空調機更新事業ということで説明がありました。これは老朽化のためということでしたが、老朽化を確認したのはかなり古いんですかね。

○興梠生涯学習課長 おっしゃるとおり、大変古うございまして、現地に図書館が昭和63年に開館しております。それからずっとこの空調設備を使っておりまして、本来は15年の耐用年数でございますけれども、それを7年程度経過しているというような状況でございます。

○中野一則委員 それで、古文書を適正に管理したいという説明でしたが、老朽化を確認して今回するわけですが、古文書が適正に管理できないから、こういう整備をされるわけですが、その修理、修繕、更新がおくれたことで、古文書が適正でなくなったということになっているんですか。

○興梠生涯学習課長 2系統の空調で運用しておりまして、1つは閲覧室あたりの空調です。それから、ほかには書庫がいろいろございますので、そういったところの空調がございます。先ほど申し上げましたように、古文書とかいろいろ貴重な資料を保存しておりますけれども、実は6月30日に故障しまして、1基だけの運用となりました。ことしは暑うございましたので、利用者の方々に不便を来したというのもございますし、それから一部、古文書ではないん

ですけれども、収納している書籍にカビが発生したというのがございます。カビは適切に除去したんですけれども、そういうふうな不都合がございました。以上でございます。

○中野一則委員 古文書、古文書と言うけれども、ここの図書館で管理している一番古い古文書はどのくらい前のものなんですか。

○興梠生涯学習課長 ちょっと今資料を持ってきていませんけれども、有名なものとしましては、日高文書とか小寺文書といった江戸時代の武士あたりが作成されました日記等がございます。

○中野一則委員 そういう古いものは、図書館で適正な管理ができるんですか。別途何か管理する方法ってないんですか、施設とか。

○興梠生涯学習課長 古文書を整理する専門の方が非常勤でいらっしやいまして、整理をしております。それで、やはり温度管理とかそういったものを適切にしながら、適正管理に努めているというような状況でございます。

○中野一則委員 それから、委員会資料のほうの13ページ、いわゆる都城農業高校の生乳の抗生物質が検出されたという案件ですが、説明を事前に受けて承知しました。それで、この搾乳したものを車のタンクに積み込む前に、こういう検査というのは普通するんじゃないかなと思うんですよね。普通は農家も必ずそれをしてミルクタンク車に入れると思うんですが、この農業高校はそういうことはしていないんですか。

○井上財務福利課長 おっしゃるとおり、最初に各戸で回収する際に検査が行われますが、その第1次検査においては、抗生物質が混入しているかどうか、このレベルの検査はございません。これは、霧島集乳所というところでございますけれども、そこに行って初めて、第2次検

査において、この物質が検出される検査が行われることになっています。以上でございます。

○中野一則委員 だから、出荷用の搾乳機を誤ったというのが原因だということですが、それなら抗生物質は、そういう検査はしていないということですね。単なる機械操作を誤ったがためにこうなると、それだけのことですね。

○井上財務福利課長 機械操作と申しますより、乳牛の乳房、搾乳口といいますか、乳首といいますか、それは4つあるわけでございますけれども、この4つの乳房、乳首といいますか——は、体内において完全に分かれているんだそうございまして、この4つのうち一部が乳房炎に罹患しても、他の乳房から搾乳したものは出荷するというのが酪農家の一般のやり方でございます。当農業高校においても、それに倣っていたわけでございますが、そういう状況の中で混同が生じたということでございます。以上でございます。

○中野一則委員 わかりました。90万円程度の損害ということですが、かなり日数もたっておりますが、損害額はまだ具体的にはわからないわけですか。

○井上財務福利課長 ほぼこれぐらいと考えていますけれども、あとはやはり組合連合会とのもうちょっと詰めた協議の中で、円単位までが出てくると思っております。以上でございます。

○中野一則委員 次に、この評価のことについてお尋ねしたいと思うんですが、最初に説明がありました学校支援ボランティア、コミュニティ・スクール云々という項目ですが、進捗B、成果Aですけれども、オープンスクールについて88.4%の学校が実施しているということで、ほとんどの学校が実施しているわけですか。

ね。この88.4%というのは、学校数にして何校なんですか。

○吉村政策企画監 学校数を、幼・小・中・県立学校を合計いたしますと、421校でございます。

○中野一則委員 じゃ未実施の11.6%は何校ですか。

○吉村政策企画監 55校でございます。

○中野一則委員 わずか55校の学校が実施をしていないということですが、55校のうちに実施する必要のない学校があるんですかね。

○吉村政策企画監 実施する必要のない学校ということですか。これは保護者ですとか、保護者だけではなくて地域の方々にも、学校の取り組みといいますか、学校の教育活動を理解していただくということの一つの手だてでございますので、実施しなくてもよいということではないというふうに考えております。

○中野一則委員 ほとんどの学校が実施しているのに、わずか11.6%、55校が実施していないということですが、ほんのわずかですよ。おこなっているというか実施しない学校、なぜ積極的に、おこなっているという意識がないんですかね、しないところは。

○吉村政策企画監 校種別に申し上げますと、実施していない多くの学校が幼稚園でございます。保護者に対しては、教育活動を公開するといいますか、授業参観というのがあるんですけども、保護者だけではなく地域の方々に公開するというオープンスクールが、なかなか幼稚園では現在のところ取り組まれていないというのが現状でございます。

○中野一則委員 じゃ小中高にはないんですね。

○吉村政策企画監 小学校が13校、中学校が19

校、県立が9校でございます。以上が実施していないという数字でございます。

○中野一則委員 55校はほとんど幼稚園と言われたけど、今これを合わせれば、暗算すれば41校になって、55校の大半は小中高となりませんか。

○吉村政策企画監 公立幼稚園が全体で20園でございますので、割合から言いますと、14の園が実施していないということで、割合的には幼稚園が高い割合になります。

○中野一則委員 していないところ、今日ではもうしてあると思うんだけど、こういう大方がするときには、乗りおくれというか、人並みにおくれることがないように、人並みに一緒に行動できるような学校づくりをお願いしたいと、そのことを言いたくて、そのことを質問しました。御指導をよろしく願いしておきます。以上です。

○新見委員 1点だけ確認させてください。委員会資料の2ページの高等学校等生徒修学支援基金事業についてですが、この基金事業が円滑にスタートするとして、事業の期間は来月の20日から、そして使い道としては今の育英資金の補給ということらしいですが、今の育英資金が一般採用、予約採用、緊急採用とかありますけれども、例えば今年度の一般採用で外れた子たちに対して、この基金を使って追加で申し込みができるとか、そういうことでしょうか。ちょっと具体的に教えていただきたい。

○井上財務福利課長 今おっしゃられたことで、従来の採用の基準を変更する、緩和するということになるかと思いますが、今のところ基準の緩和ということは予定しておりませんで、現在、今の基準の範囲内で、平成20年度に比べて純粋に増加した利用者分について

の経費をこの制度で補給しているということでございます。

○新見委員 今の現時点の例えば緊急採用、これは今年度何名ぐらいやったんですか。

○井上財務福利課長 緊急採用は、ちょっとお時間いただきたいと存じますが、昨年度の場合22名でございました。大体そういうふうな基準でいっております。今、実は、この制度を活用せんがために、従来のペースですと執行している事務がとまっております、この資金を活用していける段階になって初めて従前の動きが出てくるということになっております。

○新見委員 もう一回。

○井上財務福利課長 平成20年度の利用者数を超える部分につきましては、この制度枠の中で経費を賄うということを予定しておりますので、平成21年度分を超える部分の、採用はもう決まっているわけでございますけれども、奨学金支給事務は今のところ停止しているといえますか、この制度が始まるのを待っているということでございます、それはすなわち、この議会で基金条例を御承認いただきまして、それで初めて国費を基金に受け入れることができるわけでございますから、その時間の経過を待っているという状態でございます。

○新見委員 そうすると、一般採用なんかは10月に、4月にさかのぼって支給するというふうになっていますよね。そこ辺が今とまっていると。

○井上財務福利課長 平成20年度実績分を超える部分については、とまっているということでございます。とめざるを得ないということでございます。

○新見委員 それと今後ですけれども、もしこの事業がスタートすれば、緊急採用もちょっと

枠が広がるというふうにとらえていいんですか。

○井上財務福利課長 緊急採用は、この制度の導入があるか否かにかかわらずに、旧制度の中で必要な事態が生じてくれば、すぐに運用する予定であります。

○新見委員 これは前政権下で通った補正ですし、こういった修学が困難な子供たちのために、しっかりこの事業が活用できるように、よろしく願いをしておきます。以上です。

○中野廣明委員 ちょっと確認ですけど、全国学力テスト、例えば小学生ですと、6年生ですか。すると、その6年生の全国学力テストの試験の範囲、例えば6年生の教科書の範囲のテストか、それとも6年生だから、1年生から習ってきた6年間の範囲のテスト内容か、そこはどのようなになっているんですか。

○山本学校支援監 小学校6年生の算数の問題で申しますと、当然数学というのは系統的な教科なものですから、要するに、1年生から5年生まで全体的なことをやらなくちゃわかりませんけれども、内容を見ますと、知識・活用、特に活用なんかはやっぱり5年生の考え方とか入ってきていますので、トータルで言えば1年から5年までなんだけれども、文科省の言う話では、卒業のときに本当に義務教育を完了しているかということを見たいということですので、より5年生の内容が多いんじゃないかなと、細かくは見ておりませんが、そういうふうに感じております、問題を見ると。

○中野廣明委員 要綱ではそういう内容はうたっていないんですね。ただ、6年生を対象に全国学力テストをやりますというだけで、範囲とかいうのは文科省のやつに出ていないんですね。

○山本学校支援監 実施要綱によりますと、教科に関する調査の中では、出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則として、出題内容は、それぞれの学年・教科に関して以下のとおりにするというので、2つございまして、①は、身につけておかなければ後の学年で困るといようなことが書いてある、②は、要するに活用する力なんかを見ますよということを書いてありますので、中野委員が言われましたように、何年何年とかいうことは書いていないということでございます。以上でございます。

○松田副委員長 委員会資料14～15ページ、学校政策課に変わります。「大麻等薬物」に関するアンケート調査結果についてお教えいただきたいと思います。この目的が、問題点を明らかにするとともに、今後の指導のあり方についての云々とありますが、今後の指導をどのように考えていらっしゃるのか。先ほど少しありましたが、いま一度お教えください。

○山本学校支援監 先ほども申し上げましたけれども、10月にございます県立校長会、それから教育事務所長会で、問題の共有化を図っていく。そして、当然これは家庭との連携も図らなくちゃいけませんので、PTAとの連携も図っていく。それから、県立の生徒指導集会等も行われる予定でございます。そこでも情報の共有化をしていく。それから、警察との会も年4回ほど設けておりますので、警察との連携も図っていきたいというふうを考えております。以上でございます。

○松田副委員長 この多岐にわたるアンケート内容の中でちょっとショッキングなのが、15ページにある3番ですよ。「誘われたことがありますか」ということで38人、パーセンテージ

ジにすると0.7%ですが、全生徒数のうち21%を調べたということで、これを全生徒に比較すると、またこの数は膨れ上がると思うんですが、このアンケートの中では、「誘われたことがありますか」の一步先、「使ったことがありますか」という事項は今回盛り込まなかったんですよ。

○山本学校支援監 しておりません。

○松田副委員長 大変重要なポイントで、そういう勧誘を受けたことがある生徒がこのようにいる、この事実が判明している時点で、この項目だけでも、アンケートですからどこまで個人情報等々の問題もあるかと思いますが、個別にまた重点的にアンケートを繰り返すとか、あるいは地域的、学校によって、こういった生徒がいるところ・いないところがあるかと思うんですが、これを追ってもっと深く調査をされる、アンケートを深めるといったお考えはありますか。

○山本学校支援監 実は、松田委員が今言われますように、これは1学級とっていますので、そのデータは学校で保管しておくように指導しております。ですから、もう一回指導しまして、もう一回調査をしますので、変容も見られますし、また、その指導だけじゃなくて、その学級にそういう子供たちがいるということは学校でつかんでおりますので、随時指導もやっていただくようお願いしているところでございます。以上です。

○松田副委員長 使用について、勧誘の部分を今取り上げておりますが、そうしますと、これから先のことは各学校に任せてあるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○山本学校支援監 学校任せにならないように、先ほど申し上げましたけれども、10月の県

立校長会で意識をお互いに高めながら、みんなでやっていくというスタンスで考えております。以上です。

○松田副委員長 学校校長会、PTA等との話は今伺っていますが、いち早く警察との連帯とかを、すぐに動くというお考えはないんですか。

○山本学校支援監 警察との連絡制度を設けておりますので、この文教のほうに提出いたしましたので、追ってといたしますか、すぐに警察とも情報共有しながら、対策を考えていきたいというふうに考えております。

○松田副委員長 県内でも、こういった売人とか麻薬を使っている地域がどこそこだといううわさも飛び交っておりますけれども、またそういうことも一元的に情報を総合いたしまして、早く対応していただきたい。また、この内容は、アンケートをとった生徒たちへはフィードバックするんですよ。

○山本学校支援監 各学校のほうに全部データをお返ししてあります。

○松田副委員長 生徒たちにも啓蒙を、もっと突っ込んで図っていただきますように要望いたします。以上です。

○丸山委員 今の大麻等の関連なんですけど、この調査をしたのは7月から8月なんです。それ以降に有名タレントが捕まりました。またかなり意識がとといいますか、変わってきているんじゃないかと。それがいいようになっていけばいいんですが、悪いほうになっているような気がするものですから、この調査はことし1回で終わるのか、また来年とか継続的にやっていこうというような雰囲気を感じたんですが、この辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○山本学校支援監 同じ調査を12月に実施いた

します。

○丸山委員 ぜひそのときに、先ほど松田議員からありましたとおり、「誘われた」ではなくて実際もしあれば、その辺はしっかりと、なかなか個人情報でありますので難しいのかもしれませんが、このアンケート調査の内容がよかったかどうかも含めて、やりかえるというようなことで認識していいのか、どういうふうにも、同じアンケートをただ単にやるというふうに考えていいのか、どちらでしょうか。

○山本学校支援監 追跡調査を見る関係で同じアンケートを行いますけれども、学校のほうにはこのような指導を行っております。1つは、薬物乱用防止教室を今年度まだ行っていない学校においては、速やかに薬物乱用防止教室を行うようにということ、それから、既に行っている学校におきましては、この結果をもとにして、全校集会等でもう一回子供たちに返していただいて、やはり今の現状を把握させて、そして今、丸山委員が言われたような厳しい状況もございまして、そういう指導をお願いしているところでございます。

○丸山委員 ぜひ基礎調査をしっかりやっていただいて、基本ベースをつくっていただいて、どう対策をしていくかを、先ほど言いましたとおり、警察、PTA等々、また地域と一緒に、学校の中でこういった事案が出ないように、努力していただきたいと思っております。

○中野一則委員 ちょうど今の案件を説明されるときに、私はここにいませんでした。知りませんでしたが、今聞いて、びっくりしていますよね。「誘われたことがあるか」が0.7%で38人、「使用しているうわさを聞いたことがある」が0.8%で45人、「使用している人を見かけたことがある」が0.4%の23人、そして「誘わ

れたら断り切れずに使用する」が0.7%で39人という驚く数字が出ているんですよね。それがうがった質問ですが、そういう情報を含めて、実際は教育委員会は使用しているという生徒を認知というか認識されているんじゃないんですか。

○山本学校支援監 学校のほうにいろんな状況報告を上げていただいておりますけれども、そういう状況は上がってきておりませんが、ただ、平成17年度に私立高校の3名が大麻保持ということで逮捕されておりますので、非常に我々としては油断をしないで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 大麻等の薬物について、私はあの芸能人を、報道されてそういう人がおったのかということを知ったぐらいで、余りどのくらい大物だったのかはわかりませんでした、NHKでさえも繰り返し報道するぐらいだから、かなりの人だったんだろうと思うんですよね。それで、こういうものが学校現場に、平成17年に私立高校で3人逮捕されたという事実があるということですが、これが学校に、さっきの数字から見れば、まさか蔓延しているようなことはない、使用しているようなことはないと思うけれども、何か見た人がいる、聞いたことがある人がかなりいるわけですので、実際は大変な状況になっているかもしれません。だから、そのときにどたばたせんように、校長先生を集められて何か指導されると説明されましたが、もっと厳しく実態の把握とそのときの対応を含めて、今のうちからきちんとやっておいていただきたいなと思うんですよね。いつか表面化して大変なことにならないようお願いをしておきます。

○丸山委員 最後なんです、ことしがスポレ

クをやりまして、来年が高文祭をやるんですけども、それぞれ一回、スポレクならスポレクに対しても、ことしやって終息するとかじゃなくて、継続的に何か県内でのイベントをやるかと考えているのか。また、高文祭にしても同じだと思っているんですが、一回花火がぼんと上がって、それでなくなっていくというものだったら、結局ここまで準備室なり持って行ってつくられたのは、非常にもったいないというふうに私は思っているんですが、今後のスポレクなり高文祭がことし、来年あった後に、何か教育委員会として、引き続きスポレクなり高文祭の絡みで、継続的に、よく知事が県民総力戦という言葉を使っているんですが、そういったことを、何らかのことをやろうという発想があるのかだけお伺いしたいと思います。

○川井田全国スポーツレクリエーション祭推進室長 今、議員から出ましたことについては、各市町村のほうに、ぜひ来年もイベントとして大会を続けてほしいということをお願いしてあります。種目団体のほうにも、そういうふうにして生涯スポーツを推進するためにこういう大会を持つので、ぜひ来年も同じ会場でやっていただくようというお願いはしてございます。

○稲元高文祭推進室長 来年度、全国高総文祭はございますけれども、ことしプレ大会に位置づけまして、第31回目の県の高総文祭を開催いたしました。来年以降、また32回、33回と高総文祭は続くわけでございますけれども、全国大会を見据えて新たに設置した部門等もございまして、そういった部門の定着を図るとか、高校生の文化に対する意識の向上なんかも図っていきたくて考えております。以上でございます。

○井上財務福利課長 先ほど、新見委員お尋ね

の本年度の育英資金における緊急採用者の数でございますが、現在までに9名でございます。以上でございます。

○横田委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時53分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。企業局においていただきました。お疲れさまでございます。本委員会に付託されました議案について、局長並びに関係課長の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは説明に入らせていただきます。お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きいただきたいと思っております。

本日は、提出議案関係が1件、その他報告事項が1件でございます。

Iの提出議案関係につきましては、議案第5号「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」でございます。

それから、IIのその他報告事項につきましては、「工業用水道施設配水管の漏水について」の報告でございます。

右のページの1ページをごらんいただきたいと思います。私のほうからは、今回の補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の補正の理由でございますが、ダム

管理者でございます県土整備部が、今回の補正予算で実施をいたします予定の綾北ダム自動濁度観測装置取替工事につきまして、工事費の一部を負担いたします企業局におきましても、工事に伴う建設改良費の増額補正を行うものでございます。

次に、2の補正額についてでございますが、(1)の資本的収入及び支出の表をごらんいただきたいと思っております。

まず、一番上の段の資本的収入でございますが、資本的収入の補正は今回はございません。

次に、その下の資本的支出でございますが、補正予定額が2,238万2,000円でございます。内訳は、全額その下でございます建設改良費でございます。この結果、表の一番下の収支残でございますが、補正予定額で2,238万2,000円の不足ということになります。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんすることにいたしております。詳細につきましては、後ほど、担当課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

○橋口総務課長 それでは、私のほうから、補正予算につきまして御説明をいたします。委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

今回、補正予算をお願いしております綾北ダム自動濁度観測装置取替工事について御説明いたします。

本事業は、ダム管理者でございます県土整備部が実施するものでございますけれども、企業局におきましても、多目的ダムの費用負担割合に応じて、工事費の一部を負担するものでございます。

まず、1の工事の目的でございますが、綾北

ダムの自動濁度観測装置は、選択取水設備の円滑な運用を行うことを目的といたしまして設置したもので、毎日一定時刻にダムの水深別の濁度、水温を自動観測する機器でございますが、落雷等の影響によりまして、観測機能が低下しております。このため、これら装置一式の取りかえを行い、ダム管理の強化を図るものでございます。

次に、2の工事概要でありますけれども、自動濁度観測装置1式の取りかえを行うものでございます。

下の写真をごらんいただきたいと思っております。この写真は、綾北ダム上空から撮影した写真でございます。右側が上流側、そして左側が下流側となっております。

まず、写真の右下の赤い矢印で示しておりますけれども、ここに貯水池に浮きのついた架台を係留いたしまして、ここに自動濁度観測装置を設置いたしております。

次に、写真の青い矢印部分ですけれども、ここに選択取水設備がございまして、洪水等によりまして、濁水長期化の問題が生じた場合、自動濁度観測装置のデータをもとに、表層のきれいな水を選択しながら取水して、濁水の長期化対策に努めているところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。自動濁度観測装置の写真を大きくして掲載しております。上の写真の矢印の部分、これが測定器を制御する機器でございます。動作の不良が発生しているところでございます。また、下の写真は、濁度を検出する機器でございます。濁度測定値の精度が低下しており、ダム管理に支障が生じるおそれがございます。今回の工事は、これら機器全体の取りかえを行うことで不具合を解消し、ダム管理の強化を図るも

のでございます。

2ページにお戻りいただきまして、最後に、3の工事費でございます。事業費は全体で3,800万円でございます。このうち企業局の負担分として2,238万2,000円を予定しております。私からの説明は以上でございます。

○相業工務課長 私の方から、工業用水道施設の配水管から漏水が発生しました件につきまして御報告いたします。委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の発生日時でございますが、9月13日（日曜日）の18時ごろ発生いたしました。

次に、2の発生場所でございますが、日向市日知屋亀崎東の新開橋から県道日知屋財光寺線沿いに約380メートル北に行ったところでございます。

5ページをごらんください。

まず、左下の概略位置図で御説明申し上げます。この中で、日豊本線と国道10号が南北に並行して走っております。中ほどにJR日向市駅がございます。この日向市駅から北東の位置でございますのが、工業用水の給水対象となります細島工業団地でございます。図の中で赤く塗られた部分でございます。今回、漏水が発生いたしましたのが、国道と工業団地の間でございます。また、赤いバツ印で示した地点でございます。また、緑色の枠で囲んだ部分でございますが、この部分を拡大したものがこのページの図面でございます。

それでは、この上の図で御説明いたします。まず、左側の水色の部分が配水池でございます。この配水池から右に配水管が伸びておりまして、新開橋の手前で2本に分岐しております。上に伸びておりますのが1号配水管、右に伸びておりますのが2号配水管でございます。

で、それぞれ新旧2本の配水管が敷設されておりました。現在、ユーザーへは新しい配水管を通して給水を行っております。今回、漏水が発生いたしましたのは、1号配水管の旧管でございます。旧管は新管時の作業時のバックアップ用として使用場合がありますので、配水管のパッキンの乾燥を防ぐために、水で満たしているところでございますが、漏水した箇所は、このパッキンのある継ぎ手の部分でございます。左上の写真をごらんいただきたいと思います。これらは、漏水が発生した翌日の14日朝に撮影いたしましたもので、左側の写真1が車道側を、右側の写真2が歩道側を写したものでございます。ごらんとおり、漏水はすでにとまっておりますが、前日の漏水の状況といたしましては、車道側が長さ約6メートル、歩道側は長さ約1メートルにわたり、路面に水が漏れ出しておりました。漏れ出した水は排水溝に流れ込んでおりました。また、漏れ出した水の高さでございますが、これが約6センチメートル程度でございます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、3の漏水の影響でございますが、13日の19時から24時にかけて、歩道に水が漏れておりましたので、歩道を確保するため、県道の片側2車線のうち、1車線の通行規制が行われました。また、今回の漏水による工業用水ユーザーへの給水は、新管で給水いたしておりますので、支障はございませんでした。なお、現在は漏水した配水管は水を抜いた状態にしております。

最後に、4の今後の対応についてでございますが、漏水箇所の補修工事を、発生翌日の9月14日に着手しております。また、16日には1・2号の給配水管につきましては、目視による点検

を行いまして、異常のないことを確認いたしました。今後は、さらに詳細な点検を行いますとともに、早期復旧に努めているところでございます。工業用水道施設の配水管の漏水につきましては以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案第5号についての質疑をお受けしたいと思っております。

○中野一則委員 綾北ダム、私は行ったことがないのでよくわかりませんが、このダムがいつできて、そのダムの使用目的、多目的ダム何かかんとか、治水、利水、何かかんとかと言いますよね。どういうダムなんですか。

○相葉工務課長 この綾北ダムと申しますのは、下のほうに綾第一発電所というのがございまして、このダムから水を私どもは発電のために使用しております。できましたのは昭和35年でございます。この綾北ダムにつきまして、この目的は、治水と発電でございます。それとあともう一つは、国営かんがいの農業用水の確保をするといった目的でございます。以上でございます。

○中野一則委員 それと、総工事費の3,800万、うち2,238万2,000円を企業局が負担するということですが、発電目的が案分数の分だけは責任があるということなんですか。38分の22の責任があるということですか。

○相葉工務課長 委員おっしゃいますとおりでございます。綾北ダムの私どもの企業局いわゆる発電の負担が58.9%ということになっております。したがって、3,800万円のうちに58.9%掛けていただきますと、2,238万2,000円ということになります。以上でございます。

○中野一則委員 自動汚濁度観測装置、きれいな水をこれで云々と言われましたが、これはき

れいな水をとというのは、取水ということできれいな水ということなんですかね。きれいな水をつくらなければならない理由は何ですか。

○相葉工務課長 これは綾川水系と申しますのは、大きな台風とか洪水が来ましたときに、ダムの濁水が長期化するということがございまして、特にまた長期化いたしますと、下流のほうで観光面と漁業関係が特にございましてけれども、濁水対策を早急にして、清水化と申しますが、早くきれいにするというようなことがございますので、そういった目的の一つの材料として、自動濁度計を利用しているものでございます。

○中野一則委員 いわゆる濁水の長期化ということでしたが、一ツ瀬ダムが非常に濁っていつも問題になっておりますよね。あれと比較して、濁水度合いというのはどのぐらいの、濁水することが普通の状態じゃないわけでしょう。あれと比較して、どのぐらいの度合いというか、濁水度なんでしょうか。

○相葉工務課長 一応私のほうとしては20度以上があるときを濁水が続いたというふうにみなしているわけでございますが、大体年間といたしまして、延べ日数でいいますと、大体2カ月から3カ月ございまして、大体年間の回数が6回ぐらい、濁水が平均して過去5年間でございましてけれども、起こっております。具体的に申しますと、1回当たり、最近でも申しますと大体洪水が起きまして晴れになります、大体それから1～2週間ほどすれば、綾川水系の水はきれいになっております。長い場合でございますが、そういった場合でも、最近では1カ月ちょっとかかっているようなところもございまして。以上でございます。

○中野一則委員 その濁水の原因というのは、

一ツ瀬ダムは上流の地質が、細かい粒子があるということでしたが、ここも一緒なんですか。

○相葉工務課長 私どもの綾川水系の、ここは一応調査をいたしまして、濁質といたしましては、比較的長期間というスパンで考えれば、進行しやすいといった調査結果が出ておりました、そういった結果もございまして、選択取水が有効的に使えるということで、平成11年度でございしますが、この2つの選択取水設備を設置した経緯がございまして。そういった意味では、一ツ瀬ダムと大体同じ形ではなかろうかと思っております。

○中野一則委員 ダムは昭和35年にできたということでしたが、この観測装置はいつつけられたんですか。

○相葉工務課長 この綾北ダムの自動濁度観測装置は平成10年度に設置いたしました。

○中野一則委員 観測機能が低下した理由は落雷等ということで、雷が主な原因で、わずか10年ぐらいで機能が低下したということですよ。今回取りかえる装置、またどうせ落雷が発生するでしょうから、どのぐらいの対応になるんですか。その雷に対する対策というものを打たれたものの装置なんですか。

○相葉工務課長 一応この濁度計につきましては、落雷で落ちてしまったということで、通常耐用年数というのは、ほかのところも濁度計はつけておりますけれども、10年過ぎたぐらいで、綾川水系、綾南ダムをつけておりますが、今回故障したのは、17年と20年に落雷の被害を受けておりますので、先ほど説明いたしましたが、測定制御部、この写真でございしますが、濁度検出部一式すべて取りかえる予定にしております。一応今のところ、濁度計につきましては、法定の耐用年数といえますのは、ぴっ

たしこれに合った基準というのがなかったものですから、法定では17年というようなことにはいたしております。ですから、こういった落雷のことがなければ、17年以上は持たせたいというような気持ちでは考えております。以上でございます。

○中野一則委員 これは継続ですが、落雷対策はしているんですか。それを質問しました。

○相葉工務課長 済みませんでした。落雷対策につきましては、最初に、まず17年に災害が起こったわけですけれども、ここは、一つ申し上げれば、貯水池の真ん中ではございまして、通常でいえば避雷針とか、あと配電線なんかでいえば架空地線といたしまして、電線の上にもう一本線を通して、そこで雷を受けるようにしているんですが、ここはそういった場合はできません。したがって、ここは装置の中に避雷器というのがございまして、高圧の電気を吸収して地面に流すと、そういった装置がございまして、そういったものを充実して、17年度に災害が起きた後もつけておりますけれども、今度改良を行いますときにも、より機能のある、そして、個数も電気回路の中にふやして、そういった避雷器をつけて避雷対策を図るといふように考えておられるということで聞いております。以上でございます。

○中野一則委員 そういう聞いていますという、何か人の家庭というか他人の家庭のような話でしたが、ここを管理する主体的な部署はどこなんですか。

○相葉工務課長 失礼しました。一応基本的には、この装置自体を管理していますのは県土整備部でございます。したがって、工事自体はすべて県土整備部のほうで実施をされます。私どものほうは、この選択取水設備が発電のた

めの取水でございますので、いわゆる選択取水の管理を受託していると、そういった状況でございます。

○横田委員長 ほかはございませんか。

では、その他の報告事項についての質疑もあわせてお願いします。

○中野一則委員 今後の対応というところで14日に復旧工事に着手するとともに、16日には目視で点検を行ったということで、何か聞きようでは工事が終わったような、まだ終わらんような感じを受けるんですね。この復旧工事というものは、継続中なんですか。もう既に済んだんですか。

○相葉工務課長 失礼いたしました。復旧工事につきましては、現在、行っている最中がございます。特に時間がかかっておりますのは、写真をごらんいただきたいと思いますが、この写真1と2、車道と歩道側にワシントンパームというのが植栽してありまして、ちょうど今回、漏水がございましたのが、歩道の下に埋設してあるワシントンパームの直下部分のほうに漏水があったということでございました。この移植といいますか、一たんのけていっような補修工事を掘ってやらなきゃいけないというのがございますので、今のところは、10月20日までに復旧工事を終える見込みでございます。以上でございます。

○中野一則委員 復旧に余り緊急は要しなかったと、必要はなかったということですね。復旧についての緊急性というものは。

○相葉工務課長 一応住民の方に交通規制等のいろいろな工事作業で御迷惑をおかけしておりますので、ユーザーのほうには支障は全くございませんでしたけれども、近隣住民の方の御迷惑を考えれば、早期復旧に努めたいというふうに

考えております。

○中野一則委員 それは旧管のほうの漏水事故だったからということでしょうか、これが新管で直接水を工場に配給する場合には、ワシントンパームという木の云々かんぬんせずに、さっと工事をされたんだろうと思うのですが、そういう場合の工事期間というのは、どの程度の復旧工事ではかかるのですか。

○相葉工務課長 新管の場合は、実際給水をしておりますので、今回の場合は使用しておりませんでしたので、両側のバルブはすべてとめております。そういった意味では、植栽はございましたけれども、早目にできているほうだと思います。仮に新管というお話をちょっとさせていただきますけれども、新管につきましては、ダクタイル鋳鉄管ということで、実際これは平成12年度でございましたか、新管に取りかえておりまして、耐震策も十分考慮した設計になっておりますので、給水を断水するというわけにもいきませんので、仮に大きな災害が来て破断するとなれば、相当の復旧が給水しながらやんなきゃいけないということもございますので、今回以上にかかるのではなかろうかというふうには考えております。

○中野一則委員 こういう水道管というのは、すぐ工事をして取りかえとか、よくあっちこっち地震とかで破裂すれば復旧しますがね。こういうのも、工場に水を一日たりとともとめるわけにはいかんわけでしょう。それで旧管も壊さずに置いているわけよな。どちらかが壊れたらどちらかで出そうと。それで旧管も何かのあれで、新管も、いつまた災害があるかわからない。旧管もぱっとやりかえとかないかんのじゃないかなと。こういう工事はすぐしておかないかんのじゃないかなと思っております。だから

ら、こういう質問をしたんですが、悠長すぎるなという気がしているんですよ。漏水という書き方があるから、漏れた程度という意味ですよ。だからかしらんけれども、やはり企業に対して、いつでも間違いなく、いつも水を供給しているという体制が万全な体制。万が一のときでも旧管を使って水を配ると。ワシントンパームという木、それも大切でしょうけれども、何かそういうことをびしゃっとしないと、もし水を送れなかったということで、損害金を払わないかんということにはならんわけですかね。給水しなかったから。そういう決まりはないんですか。

○相葉工務課長 まず、今の新管の話でございますが、新管につきましては、新管と旧管を比較してみますと、新管のほうは十分耐震性を備えたダクティル管と先ほど申しましたけれども、十分な耐震性を持ちました給水管で今は給水しておりますので、今、想定されております地震でございますが、7.5ぐらいのマグニチュードというふうに言われていますけれども、それでも十分に耐震性はあるというふうには考えております。委員おっしゃいますように、災害が起きた場合にはどうするかというのはちょっとございますけれども、一応条例上は補償をするというような中身は、今のところはございません。

○中野一則委員 私の聞き方がいかんかっと思っておりますが、この工業用水は、企業に対して水を供給する役割があるんでしょう。価格を下げてまでも企業のために水をやっている制度ですからね。だから、旧管も残しておくというのは、一日たりとも、一時間たりとも、水を供給しないようなことがないようにしたいということだと思うのですよ。それは私が例えば耐震

耐震と言うから、地震のことばかりだと。企業テロで爆破されたり、何でも想定されることがあります。だから、壊れたものはすぐ応急措置をすべきことだろうと思ったんですよ、旧管であっても。ましてや新管もそういうことになるかもしれないから、そのときには旧管でぱつと配る。そういう旧管を残しておかないかんような状態の体制ということを思えば、新管のほうもいつ壊れるかわからない。万が一の体制で旧管を残している。その万が一のためのところが漏水したとはいえ、すぐ工事をしておかないといかんのじゃないかなということをお願いして言ったんです。それで、そういう場合が発生した場合には、損害賠償をせないかんようなことはないんですかということを含めて質問したんですけども、どうでしょうか。

○相葉工務課長 旧管につきましても、今回、先ほど申し上げましたけれども、復旧工事は一番緊急に、できる限りのあれで今やっておりますので、植生をのけるというのはございましたけれども、いわゆるバルブで旧管につきましては、漏水量が少ないということもございまして、近隣住民の方にも迷惑をかけなかったということもございましたので、一応そういうことの中でも最善の緊急的にやらせていただいているということでございます。仮に、近隣の住民の方にいろんな被害があれば、当然私のほうは補償を近隣住民の方を含めてしていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○中野一則委員 悠長すぎるなと思うのですが、緊急の場合の措置というのは、10月20日にはできるんでしょう、どっちみち。40日間と思えばいいんですね。おたくの緊急措置というのは40日間かかると。

○日高企業局長 ちょっと今の説明と重複するかもしれませんが、10月の20日に復旧工事が終わるとするのは、植栽工事だとか歩道・車道の舗装だとか、そういうものを全部含めてということでございまして、一応継ぎ手の漏水の補修工事が終わるのは10月3日に終わるということでございます。ただいま御指摘にございましたように、早急に復旧するという事はこれは基本でございます。私どもそういう考え方で臨んでいるわけでございますが、ここの施設は、下のほうに下水道管とか、あるいはNTTの管だとかいろんなものが入っております、そこ辺のところをうまく掘り下げながら、一番下からたしか2段目のところ辺にあったと思いますが、そういう状況でございますので、そこ辺でちょっと時間がかかるということだと思っております。基本的にはできるだけ早急にといいことで対処しているところでございます。

それから、もう一つは、企業への送水の問題でございますが、新管がございまして、もちろん新管がだめになったときのために旧管をそのまま残しておくというようなことでございます。タイムラグの関係で、例えば、きょうかあしたにも新管がだめになったときにはどうするのかという問題になりますと、これはそのときには非常に難しい問題になるわけでございますけれども、基本的には早急に復旧するという考え方でやっているところでございます。

○中野一則委員 最後に、見込みで結構ですが、復旧工事には幾らかかるのですか。

○相葉工務課長 今のところは約500万円程度かかるというふうに見込んでおります。

○松田副委員長 関連してお願いいたします。この漏水なんです、原因は何だったんでしょうか、お教えてください。

○相葉工務課長 これ、原因箇所をちょっと調査しましたときに、5メートルの管が旧管なわけでございますが、その両端の継ぎ手部分から漏れているというのが調査でわかりました。したがって、まだ予測でございますけれども、近くを車道が通っておりますので、車等にある振動等の不等沈下が原因ではないかというふうに考えております。

○松田副委員長 そうしますと、管本体ではなくて、継ぎ手による漏水ということなんですが、御承知のように、この路線は大変交通量の多いところでもありますし、また、同じような同様の件が発生すれば、交通にも影響が出るかというのが1点。

それから、細島港は県北のかなめでありますので、これから15ヤード深くして、多くの船の導入を図るとか、また企業誘致等々地元でも大変注目をしている、本当にそのかなめの場所ありますので、そういった不等沈下、予測できないことであろうけれども、調査のほうもしていただきまして、慰漏のないように図っていただきたい、このように要望いたします。以上です。

○横田委員長 ほかはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時32分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最

終日に行くこととなっておりますので、29日に行いたいと思います。開会時間は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時32分散会

平成21年 9月29日（火曜日）

午後 1 時 2 分再開

会議に付託された議案等

○その他報告事項

・教育事務所の再編について

出席委員（8人）

委 員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	松 田 勝 則
委 員	中 村 幸 一
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

総 務 課 長	金 丸 政 保
---------	---------

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
議事課主査	花 畑 修 一

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第5号、第7号、第8号及び第14号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号、第5号、第7号、第8号及び第14号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 03 分休憩

午後 1 時 22 分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの協議の中で、教育事務所の再編についての話が出てきまして、まだ聞いていない委員もおられるということで、ぜひ説明を聞かせてほしいという要望がありましたので、急遽来ていただきました。本当に申しわけありません。それでは説明をよろしくお願いいたします。

○金丸総務課長 それでは、お手元の教育事務所の再編につきまして御説明を申し上げます。

教育事務所の再編ということで、現在、県内

の7つの教育事務所がございます。これを3つの教育事務所に統廃合したいという考えでございます。時期については、後ほどまた述べますが、来年の4月1日に実施したいというふうに考えております。中部教育事務所と南部教育事務所、北部教育事務所の3つでございます。中部につきましては、宮崎と児湯を統合して宮崎に設置する、南部につきましては、南那珂、北諸、西諸を統合しまして都城に設置する、北部教育事務所につきましては、東臼杵と西臼杵を統合して延岡に設置するという案でございます。

再編の理由を以下3点に整理しております。

まず、1点目が教育事務所の専門性の向上ということでございます。これは現在の教育事務所、これは一つ一つの組織の規模が小さくなっております。職員数で言いますと、10数名という状況でございます。そういうことから、市町村教育委員会あるいは小中学校に対する指導助言の体制が必ずしも十分に整っていない状況にありまして、特に中学校につきましては、国語、数学、社会、理科、英語等の各教科に対応するための専門の指導主事がそろっていないという状況があります。そのため、再編をいたしまして、1つの事務所の規模を大きくしまして、そして各教科専門の指導主事を配置する体制を整備することによって、指導助言体制の高度化あるいは迅速性につなげていこうというのが1点目でございます。

2つ目が、市町村合併の対応ということでございまして、合併等が進みました関係で、市町村教育委員会にも指導主事が、多数市町村教育委員会の自前でもって、指導主事が多くなってきております。そういうことで市町村にも力がついてきておりますので、これに対応して教育

事務所を再編する必要があるということでございます。このことは、全国的にも同じような状況がありまして、既に実施している県が23県ございます。1ページの下の方に書いてありますように、23県のうち18府県において教育事務所の統合が既に行われておりまして、1枚ページをめくっていただきまして2ページをごらんいただきますと、5つの府県におきまして、教育事務所をゼロにする、なくしてしまうというような県も出てきております。従来から教育事務所がない県もございますので、この結果、全国で8つの県が教育事務所がもう既になくなっているという状況があります。

3点目が、行政改革の推進ということで、これは人件費等を節減して行政サービスに充てる経費の必要性を述べているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、実は土木事務所と違しまして、教育事務所の場合には条例事項ではございまして、教育委員会の規則で定められているということになっております。これは本県だけではなくて、各県も同じような仕組みでございます。その関係で県議会の議決を経ないで改正していくということに手続上なります。それを11月の教育委員会で予定しております。そして、先ほど申し上げましたように、来年の4月1日に発足していきたいという考えでございます。

次に、A3判で図を書いております。このA3判の左のほうの図が教育事務所再編のイメージでございまして、宮崎教育事務所に15名、児湯教育事務所に12名、合わせて27名の職員がおりますが、これを再編後、中部教育事務所は24名、すなわち所長と総務課長と教育推進課長の3名が減員になると。すなわち、実動部隊は減

らさないという考えでございます。これは下のほうのそのほかの教育事務所も同じでございます。南部教育事務所については、現在、合計して36名であるものを30名にしようと、管理職が3名掛ける2つの事務所が減るということでございます。東臼杵と西臼杵についても同様の考えで、29名を26名に、将来のことはこれはわかりませんが、当面はそういう体制をとっていただくということでございます。

3番の右側のページをごらんいただきますと、これは先ほど申し上げました専門性を持った教職員が現在配置されていないというものを図式化したものでございます。例えば、上の段、宮崎教育事務所と児湯教育事務所ですが、宮崎教育事務所については、中学校の国語と理科の専門の指導主事がないという状況があります。児湯教育事務所は、国語、数学、社会、体育について専門の指導主事が現在いないという状況があります。これを下のように中部教育事務所にしまして、国語、数学、社会、理科、英語、体育、それぞれ専門の指導主事を配置することによって、専門性を高めていこうと。必ずしも行政改革で職員数を減らすとかいうマイナス面と申しますか、デメリット面だけではなくて、充実強化というプラス面をこの再編でもって導き出そうという考えでございます。

説明は以上でございます。

○横田委員長 説明が終了いたしました。委員の皆さん方、質問がありましたらどうぞ。

○中野一則委員 7教育事務所今あるんですが、この体制はいつからこういう体制になったんですか。

○金丸総務課長 戦後、昭和23年に教育事務所という名前ではございませんでしたが、出張所という名前だったと思いますけれども、7つの

体制は昭和23年でございます。ただ、途中で昭和27年にそれが6カ所になっております。これは宮崎管内の分がこのときなくなっております、恐らくこれは想像で申しわけないんですが、宮崎管内については、本庁で携わることにしたのではないかと思います。それが昭和42年にまた7カ所に戻っているようでございます。

○中野一則委員 教育事務所という名前はいつからあったんですか。

○金丸総務課長 昭和37年でございます。

○中野一則委員 そのときには6教育事務所だったんですね。

○金丸総務課長 そうでございます。

○中野一則委員 そうすると、昭和42年には7教育事務所ということで現在に至っていると、こういうことですね。

○金丸総務課長 はい。

○中野一則委員 それから、もともとないところが3県。そして、廃止されたのがその後5県で8府県。8府県を見ると、宮崎よりも人口的に大きいのは大阪、三重、山口県だろうと思うのですが、かなり大きな大阪府でさえも一つも事務所がないわけですが、何かないところも調査された経緯があるんでしょうか。

○金丸総務課長 特に調査しましたのは、九州各県の中で長崎県が廃止しておりますので、長崎県を調査いたしました。教育事務所の役割ということなんですが、役割、大きく分けますと2つあります。1つは、市町村教育委員会あるいは小中学校に対する指導でございます。2つ目が人事権、人事異動についての立場でございます。教職員の人事異動に携わる。大きく言いますとこの2点がございます。長崎県につきまして、最近6つをゼロにしたということで調査しました。この弊害といたしまして、その人事

権の問題がございまして、やはり学校を指導するということと人事異動するということが表裏一体の関係がございまして、やはり現場に近い、現場に教育事務所がなく、本庁ですべてやるということに伴いまして、人事異動上の、問題点、これをもう少し具体的にいいますと、市町村教育委員会で力があると申しますか、そういうところに有能な教職員が集中するとか、そういう全県的に見た場合に必ずしも適正な人事異動が行われないというような問題点を聞いているところでございます。したがって、ゼロにしてしまうという選択肢はとらないほうがいいのではないかと結論をとったところでございます。

○中野一則委員 大阪府はかなり大きいんですが、何か参考になるようなことはなかったんですか。

○金丸総務課長 大阪は調べておりません。

○中野一則委員 それからないところ、廃止を含むのが8つ、本年度までに18府県、合わせて26ですか。47都道府県だから、あと21都道府県になりますかね、ちょっと見たら。ここで来年度以降、編成の取り組みをされているところがわかっているところはないですか。

○金丸総務課長 把握しているものと、鹿児島で一定の統廃合をやっていこうという動きがあるようでございます。その他は、把握しておりません。

○中野一則委員 これは議会の承認の必要はないと、いわゆる条例等の改正には必要ないということで、教育委員会で決められるということでしたが、我々にもこういうことで正式な委員会で報告をされたわけですが、我々が決めたことを、どう決まるかわかりませんが、そのことを参考にされる余地があるんでしょうか。

○金丸総務課長 県議会の皆様、特に文教委員会の皆様方には、きちんと御説明をする必要があるというふうに考えておりまして、実はきょうからその説明についてのスタートを開始し始めたところでございます。幸いこういう場で説明の機会を得ましたので、文教委員会の皆様方からの御意見は当然ながら参考にさせていただきたいというふうに考えております。また、私どもも十分な御説明を申し上げたいというふうに考えております。

○丸山委員 現状のことについてお伺いしたいのですが、中学校は特に専門の指導主事が整っていないということなんですが、具体的にそれはどういう支障が出てきているのかというのが1つと、それが関係で、例えば今回の学力テスト等で影響があったとかなかったとか、そういうことも判断の一つの中でこういう考えが出てきたのかということをお伺いしたいと思います。

○金丸総務課長 まず、支障としましては、私どもは現場を回りまして、現実に教育事務所におられる指導主事の方々の負担と申しますか、特に精神的負担、これは何かと申しますと、自分の専門ではない教科について、ある意味では専門の方々に対して、学校現場におられる専門の方々に対して、専門でない自分が勉強して指導していくということについての精神的負担というのをよくこれは耳にします。それだけが原因ではないとは思いますが、教育事務所におきましても、精神的ストレスを抱えてダウンをされた職員がここ数年複数おられます。そういうような状況が出てきております。

それと、2つ目におっしゃいました学力調査等々との関係でも、具体的数字上のものはございません。ただやはり、1点目に申し上げたよ

うに、専門でない方々が指導するというよりも、当然ながら専門の方々が指導していくことが教育水準のアップにつながるというふうに確信しております。

○丸山委員 教育指導主事の方がどれぐらいのことを指導できるのか。というのは、学校には校長先生がいらっしゃいます。またもしくは、各市町村教育委員会があったりとか、指導助言していただけたところは、いろんなところがあるというふうに思っているものですから、それらがこれまでどういう役割を果たしてきたのかなということが若干イメージがわからないものですから、本当に専門性とかよく言われるような気もしつつ、実際学校長がいるから、指導主事が来られても、本当に生かされていたのかなというのを判断しづらいものですから、その辺はずっと体制づくりなどがどうだったのか。あと、教育事務所以外にも、一ツ葉にある教育研修センター等もありますので、あちらのほうがもっと指導的立場というか、エキスパートみたいなところで指導を受けられることも考えられるんじゃないかと思いますが、そことの違いというのはどう理解すればよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 教育事務所の指導主事の一番の役割は、学校の現場に出かけて行って、先生たちが授業している姿を現実に見て、具体的にその授業の場面で、このように改善していったほうがいいのではないかというような具体的な指導をしております。そういうところが教育研修センターあたりの役割、教育研修センターは、どちらかといいますと、センターに学校の先生たちに集まっていただいて、そこでいろんな研修をしていくということですので、大きな役割の違いはそこにあると思います。

それと、今丸山委員おっしゃいました校長先

生とかあるいは市町村教育委員会ですが、まず市町村教育委員会から申しますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、力をつけてきていることは間違いありません。すなわち、市町村教育委員会が自前でもって指導主事を配置してやっておりますが、どうしてもやはり専門の国語、数学、社会、専門の教科すべてについて指導主事を配置することは財政的にもなかなか厳しい部分があります。その部分を教育事務所が補てんしていく、役割分担して補てんしていくということが言えると思います。これは校長先生についても同じことがいえると思います。校長先生もすべての教科に精通されているわけではありませんので、そういう各教科ごとの専門性という意味では、なかなかすべてを指導し切ることにはできないという状況であります。

○丸山委員 ほかの県でない県があるということは、教育委員会いわゆる本庁が全部一括してやられているというシステムだと考えていいでしょうか。

○金丸総務課長 そのように理解しております。

○丸山委員 そうなった場合に、今回の場合が全体が92名から80名に教育事務所自体はこういうふうになるということなんですが、仮に長崎とか山口みたいに一括した場合に、その辺の人件費の配慮をした場合にどれぐらいかかるかという試算をやられたのか、そういうのがあるのでしょうか。

○金丸総務課長 今回92名が80名ということですので、今回の案で申し上げた場合には、人件費として約1億円ということになると思います。今の委員のお尋ねは、全廃した場合ということでございましょうか。人件費1人当たり年

間平均600万円ぐらいだと思いますので、それを乗じた数字になると思います。

○丸山委員 1 ページの下のほうに教育事務所を統合したところが18県書いてあるんですが、それぞれどれぐらいの形の、当初が本県みたいところに7県、7カ所あったと思うのですが、ほかのところも面積とか人口規模によって違うと思っているのですが、基本的にどれぐらい統合されているとイメージすればよろしいでしょうか。

○金丸総務課長 上から順番に申し上げますと、千葉県が11から5、京都府が7から5、岡山県が4から3、岩手県が12から10、神奈川県が7から6、新潟県が4から3、富山県が4から2、石川県は4から4なんですけれども、分室というのが2つありまして、その分室を廃止したようでございます。山梨県が5から4、宮城県が7から5、埼玉県が5から4、静岡県が3から2、香川県が4から2、鹿児島県が11から7です。ただ、鹿児島県は今過渡期でございまして、順次やっていってるようです。愛知県が7から5、愛媛県が5から3、長野県が6から4、兵庫県が10から6、岡山県は16年度のところでも申し上げました。16年度が4から3になったんですが、21年度は3から2でございます。

○中野一則委員 このA3の右端の指導主事の配置のことでお尋ねしますが、一番下の米印で書いてありますよね。各教科の主免許を有している指導主事数を示すという、これはどこをどんなふうに指しているんですか。

○金丸総務課長 例えば、西諸県のところで見ますと、西諸県の上の段、現在のほうですが、中学校のところに3人、人の絵が書いてあります。この3人は社会と理科と英語のところ3人書いてあります。すなわち、西諸県教育事務

所に現在いる指導主事のうち、中学校を主免許とするものが3人いて、その方々は主免許は社会と理科と英語であるということをお知らせしております。

○中野一則委員 そうすると、西諸という空欄はないということですかね。

○金丸総務課長 そうでございます。

○中野一則委員 指導主事の仕事の内容というのは、さっきもちょっと出ましたが、どういうことなんですか。

○金丸総務課長 主には市町村教育委員会、すなわち中学校、小学校に対する指導助言・支援ということでございます。より具体的に言いますと、先ほど申し上げましたように、各学校において、先生方が子供たちに授業をしているわけですが、その授業の内容を訪問しまして、そして先生方に対して、こういう点については、こういうふうに教えていったほうがいいのではないかというような指導をしております。

○中野一則委員 それは実務上本当に機能して、実質具体的に日常的にやられておるんでしょうかね。

○金丸総務課長 基本的には小中学校はほとんど市町村立学校ですので、市町村教育委員会が企画をいたします。そういう先生たちの授業を参観をして、そして先生たちの資質を向上していこうという主体は市町村教育委員会にあります。市町村教育委員会から教育事務所に対して要請がございまして、いついつどこの学校でこういう授業があるので、来て指導してこないかというような要請に基づいていくということでございます。これは十分に機能しております。特に先ほど来申し上げております市町村教育委員会に指導主事が万全に整っていないところ、1人もいない町村もございます。そう

いう町村等においては、非常に教育事務所のそういう役割について高い期待を持って活用しているところがございます。

○中野一則委員 新しい3つの事務所にすることで、すべての学科に配置できるということによって空白がなくなって非常に充実するようには見えるんですが、果たしてこれで仕事が本当にあるのかなという気がいたします。というのは、中学校の現在の位置づけを見れば、中学校だけでも空欄のほうが多いんですよ。数えてみました。25人、25学科というんでしょうか。25の空欄があって機能しているということは、なくても機能しているということですよ。それを新しく3つに編成して1人ずつ配置したからこれが充実することではなかろう、かえっておってもおらんでも一緒だという気がするんですよ。こんなのは宮崎県に1人おればいいんじゃないかという気がいたします。その証拠に、国語なんかは全県下今でも1人もいないわけですよ。その他というところに、東臼杵地区に何かしらんけれども1人いる。これは本当に指導主事制度が合併等で市町村が充実したという説明がありましたが、それで事足りて、わざわざ現体制でも必要ない。ましてやそれを3つに編成したからって必要かなと、今の配置から見て気がするんですよ。

○金丸総務課長 この小中学校に対する指導ということが、余り一般的には知られていないとか、目にすることが少ない内容でございますので、委員がそのような印象を受けられるという点については理解はできますが、現実には市町村教育委員会を回りますと、やはり教育事務所に対する役割、期待というのは非常に高いものがございます。これは間違いございません。特に先ほど来申し上げております宮崎市とか延

岡市とか都城市、ここらあたりは結構指導主事が充実しておりますので、その高い期待というのがやや薄い部分はあるかと思いますが、全く学校の教員が、町村の教育委員会に存在しないということもございまして、そういうところについては非常に高い役割があるところがございます。

○中野一則委員 今回再編されるということで、では指導主事の皆さん方の意見というのを聞かれているんですかね。

○金丸総務課長 指導主事の意見、もちろんすべてを聞いているわけではありませんが、教育事務所長には2～3カ月前にこの話を具体的な案としておろしまして、教育事務所長からいろんな意見を伺いながら進めているところがございます。

○中野一則委員 学校の先生からはいろんな抵抗とか何かおろせばするんでしょうが、教育委員会は教育委員会の関係の事務所のその職員に話を聞いても、ああだこうだという意見は出てこないというのが正直なところだろうなと思うのですよね。絶対服従みたいな感じを日ごろ見受けておりますから、そういう嫌いはないですか。

○金丸総務課長 2～3カ月前に教育事務所にこの話をしまして、そしてその中では、部下職員の意見もきちんと聞いてくださいと。そして、いろんな角度からの意見を述べてくださいというふうに申し上げまして、その中で、かなり多数の問題点とか、あるいはこういうことをどうやって改善していくんだというようなことが上がってきております。例えば、7つを3つにすることによりまして、1つの教育事務所のエリアが広がりますので、これを逆にいいますと、学校から教育事務所までの距離が遠いと

か、あるいはそれぞれの教育事務所管内で校長会とか教頭会とか、いろんな会議をしていたときに、そのエリアが広がる関係で遠いところまで多数の方々が出張しなければならないとか、そういったような今のは例えばの話ですが、そのような問題点等もたくさん上がってきております。そういうものを一つ一つ解決していきながら、今作業を進めているところでありますので、委員がおっしゃいましたように、意見が出てこないというようなことは、私どもは感じておりません。

○中野一則委員 活発な意見が出ているということですかね。まだクリアしてないんですかね。

○金丸総務課長 活発に意見が出てきているというふうに理解しております。

○中野一則委員 出たんですか。

○金丸総務課長 出ております。

○中野一則委員 まだ聞いている途中でしよう。

○金丸総務課長 教育事務所からの意見は一応集約が終わったところでございます。それで、今後のスケジュールなんですけど、先ほど申し上げましたように、11月の定例教育委員会で最終的な判断に持っていきたいと思っておりますので、この10月中に市町村を回って、市町村に御説明をしまして、御理解を得て御意見を承ろうというふうに考えております。

○中野一則委員 もう1点、いわゆる都道府県の教育事務所のことはわかりましたが、じゃ政令都市はどういう仕組みになっているんですかね。

○金丸総務課長 調べておりませんが、一つ言えますことは、政令指定都市の場合は、政令指定都市そのものに人事権があります。それとも

う一つは、政令指定都市そのものの面積のエリアというのはそう広くないというふうに思いますので、教育事務所的役割というのはないのではないかなというふうに想像しております。

○中野一則委員 私もそう思ったんですよ。最近の政令都市は浜松市とか新潟とかかなり広域になっているけれども、我々が習った6大都市とか7大都市の時代の政令都市は、非常に面積が狭かったんですよ。ここらあたりは北九州市なんか本当にうんと小さいし、我々のころは北九州市はなかったけど、福岡市も合併して今広がっているけれども、昔は狭い区域だったし、だから、そういう政令都市もさらにこの市町村合併でかなりの面積になっているんですよ。だから、そのところがどういう形で教育事務所という制度をつくっているのか、持っているのか、それがどんなふうに移行しようとしているのかというのは非常に興味があるところなんですよね。ぜひこれは調べてしかるべきところだと、こう思うのですが。

○金丸総務課長 政令指定都市と県の教育事務所とちょっと違うのではないかと思いますのが、教育事務所の役割というのは、市町村教育委員会に対する指導助言・支援なんです。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律の中で明記されています。すなわち、県から市町村に対する指導助言というような役割でございます。そのための機能としまして、広いエリアのところ、各地域に教育事務所を配置して、そこでもって具体的な助言指導をしていこうというのが教育事務所の役割でございます。そういう点において、政令指定都市とは少し意味合いが異なっているのではないかなというふうに思います。

○中野一則委員 大阪府には大阪市と堺市、2

つの政令都市ができましたが、その狭いところのエリアが教育事務所をどんなふうに置いているのかなと思うことと、それよりも広い区域の大阪府、人口はどうかわかりませんよ。広いところの大阪府、人事権は堺市と大阪市を除いたほかで大阪府は教育委員会に人事権があると思うのですよね。そっちのほうは面積的には和歌山の近く、京都府の近く、奈良の近くまでずっとあるわけですから、そこが教育事務所を持ってない。ゼロですからね。だから、政令都市の部分の大阪市と堺市はどうしているのかな、やっぱり持たないのかなという気がしたんですよ。広いところが持っていないわけだから、かえって持たないのかなという、その辺の比較検討もできないもんだから、その他の府県も、京都府も逆に京都府はこんなふうに書いてありますけどね。

○金丸総務課長 大阪市とか堺市、政令指定都市に関しましては、大阪府からの助言指導・支援というのはもともと予定されませんので、そういう意味において、大阪市などの政令指定都市の中に、府の教育事務所があるということはないというふうに考えます。

○中野一則委員 もう1点、岡山県の件ですが、16年に編成して、そしてまたことし編成しまして、何カ所と何カ所あったんですかね。4から3、3から2になったということですね。

○丸山委員 ちょっと確認させていただきたいのが、先ほどの説明で教育主事のほうは、市町村の教育委員会から要請を受けて学校に入ることだったと思っているんですが、どれぐらい1学校当たり、1教育委員会当たり、高原であれば、小学校が4つと中学校が2つで計6あるんですけれども、どれぐらいの頻度で面会に入られているのか。入った後にフィードバック

としてどういう、ここはもう少ししたほうがいいよというのを、協議をどういう形でやっていращやるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○金丸総務課長 基本的には2年に1回各学校を回るとというのが平均的なパターンのようにございます。

それと具体的には、授業を見まして、その結果をペーパーにまとめるという作業をして、それが具体的な中身です。こういう点についてはこういう指導ということで、その授業参観した先生との間でやりとりをしながら、授業力の向上に努めていっているという内容でございます。

○丸山委員 2年に1回なんですということですが、余り頻度が少ないような気がするんですが、そういう限界があるのかと思いつつ、あとは小学校なら小学校で1年生から6年生、プラス、クラスが1年生が何クラス、2クラス、3クラスあれば、掛ける6学年ですので、物すごいクラスがあるんですが、その中のどこを見るのかとか、中学校も1年生から3年生まであって、国語から体育その他まで入れるとかなりの学科があるものですから、どういう形で現場に入られているというのをもう少し具体的に教えていただきたいと思っているんですが。

○金丸総務課長 いろんなパターンがあるんですね。市町村教育委員会で基本的には企画しますので、だから、いろんなパターンというかバリエーションがありまして、もちろん今議員がおっしゃったように、たくさんのクラスの多くの先生ですので、それを全部に行き渡らせるようなものというのは実際は無理がございます。

○丸山委員 だから、何となく2年に1回、どこかのクラスが当たって、その先生だけであつ

と見られて、結局その先生だけが指導されているというわけじゃなくて、学校全体を見ているんですよというのでいいのか。それをちょっと教育委員会の要請で、これをこの学年を見てください、例えば、2年1組を見てくださいというので見ると。それも国語の時間とか数学の時間とか、全然ばらばらだと思うのですが、それで本当に指導主事が機能しているのかなということを非常に疑問に感じる面があるものですから、その辺をちょっと、それで本当に指導主事がいるからいいんだという理解をちょっとしづらいものですから、説明を再度いただきたいと思います。

○金丸総務課長 主な業務ということで、授業力の向上という面での説明を、私がそこを強調し過ぎた面もあるんですけども、その役割の中には、もちろん授業力の向上というのが中心であることは間違いないんですが、いろんなことがあります。例えば、学校には教育課程というのがありますので、その教育課程が適正なものになっているかどうかとか、あるいは昨今の生徒指導、いろんな児童生徒に対するいろんな問題についての指導とか、そういったことは、これは法律上にも明記されておりまして、いろんなものがあります。

○丸山委員 まだなかなか、今から理解をしようと頑張ります。

最後にもう1点だけお伺いします。長崎県どこかでゼロにした関係で、市町村の教育委員会の力の差で人事の差が出てくるとかというようなことを言われたと聞いたんですが、本当にそうなのかなと。ただ基本的には人事権というのをどこが決定権というか、教育委員会がそんなに持っているというふうに、そんなに強いと。いい先生を引っ張りたいというのができるシス

テムということで考えてよろしいのでしょうか。

○金丸総務課長 市町村教育委員会の教職員の人事権は県教育委員会にございます。最終的には県教育委員会が人事異動をするわけです。そのための手続、手順としまして、それぞれの現場に教育事務所があります。そして、市町村には市町村教育委員会があります。したがって、これは当然のことながらと申しますか、市町村教育委員会はぜひとも自分の市町村教育委員会の中に、自分ところの市町村の小中学校に優秀な先生を置きたいという強い希望があるのは当然のこととございます。そこらあたりを管内の教育事務所がいろんなヒアリング、協議調整をしまして、一定の案をつくって、そしてそれを本庁である教育委員会のほうに上げるというような手続、これが今宮崎県でやられている手続とございます。そういう中において、現場の教育事務所というフィルターがないと、どうしても市町村ごとの市町村の中でのいい人材の確保競争が始まって調整役がないというような意味において、長崎県あたりは弊害が出てきているというような情報を得ているところとございます。

○丸山委員 長崎の場合、その調整なり情報が上がりにくくなっているということではないか。それはあくまで現場の情報は上がるシステムだとは思いますが、できないんですか、本当にそういうのは。

○金丸総務課長 人事異動というのは、やはり人材を、どういう人材なのかということを実体的に知るところから始まります。そういう中で、教育事務所が現場にないと、それぞれの職員がどういう職員であるかということの実際を把握するということがかなり困難になると

いうことは事実だろうと思います。

○丸山委員 私、教育委員会よりも一番近くにいる校長が、この先生というのを一番把握、マネジメントできるように、今校長にも新たな方で民間の校長もできるとかいう制度も入れつつ、考えがあるということなど、校長がしっかりしたような人を教育委員会のほうで選任されて、校長という形、今度は副校長までつくろうという制度をことしぐらいから始めているということになると、一番情報とか持っているのは校長だというふうに認識していたものですから、その辺が今の聞いた中で、教育事務所の中で調整を図って行って、今うまくいっているんですよというのは、ちょっとまだ理解していないですよ。今後またいろいろ協議させていただきたいと思います。

○中野一則委員 いわゆる先生方の異動の件ですが、今先生方の移動は、1管内に大体最低5年、すなわち7年ぐらいを一つの管内に置く。そうすれば、地元とか先生方はみんな宮崎に帰りたいがっているんです。先生方が一番異動とか要望は多いんですよ。なぜか知らんけど。それで管内に5年以上おらんと異動はさせんということで、今まで7つ管内があったんですよ。これからは3つの管内に変えるということですかね。西諸地域では、西諸から出るのには7年かかるんですよ。ないし5年。今度はこれが南部教育圏ということで、もう西諸におった人が北諸あるいは南那珂のほうに行くことがその制約の範囲内になるんですか。

○金丸総務課長 人事異動につきましては、従来の7つの教育事務所を単位としてやってきたというやり方については、当面は変えないつもりでございます。3つになったとしても、従来の7つの教育事務所単位でやってきたという考

え方、それをもとにした人事異動にしていきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 それをずっと守られるものですかねというのが一つ。

もう一つ、関連ですが、この前私が質問しましたが、全国統一試験の公表のあり方ですね。私は、学校ごとないしできたら先生ごとと言いましたが、今回は教育事務所ごとに公表しました。今度公表のあり方はどんなふうになりますか。

○金丸総務課長 検討してまいりたいと思いません。現時点ではまだ決めておりません。

○中野一則委員 管内ごととなれば、3つの管内にということになってしまいますから、できたらこれを機会に市町村ごとないし学校ごとをお願いをしておきます。

○中村委員 きょうの説明があったときに、私は前1回委員会で質問したことがあったんだけど、全廃すべきだと言ったんだけど、3つになっただけで、大分進歩しましたねと言う話をしました。だけど、さっき課長の説明で、戦後できたんだという話でした。その時代は、いわゆる通信手段というか電話しかなくて、車もろくに走ってない時代で教育事務所を置かざるを得なかった時代であったと思うのですね。今もいろんなインターネットがあり、メールでも交換できる。そういう時代になってきた。にかかわらず、やっぱり教育事務所が置いてある。

今お話を聞くと、いろんな利点等々をおっしゃいましたけれども、現場である教育委員とか教育長あたりが話すと、県の教育事務所は要らないんですよ。実際は任せていただいて結構なんですよ。という意見もあるんですよ。今、地方分権が叫ばれている折、宮崎県全体の中で教育行政をやろうとして、地方にいろいろ

いらっしやるわけだけど、地方の教育委員会が、例えば私は都城ですが、都城なら都城の旧薩藩としてのいろんな行事がありますよね。延岡なら延岡の地域のやり方もあるんでしょうけれども、そういった地域の特性というのもあるわけですから、画一的に同じものをずっと伝達するのでなくて、教育を任せていくという、それも必要じゃないかなと前々から思っていたんですが、3つにしたということで進歩でしたねという話をしましたけれども、やっぱり今からは各市町村の教育委員会にお任せになったほうが、より効率的になるんじゃないかなと思うのですね。今回3つにされたわけけれども、今回の分については、そういうことで進めざるを得ないんでしょうけれども、まだ今からも宮崎県は教育事務所は置かないというような方向でやっていかれたほうが、独自性で任せてくれたほうがいいんじゃないかと思うのですね。

そして、いろいろ意見を聞かせていただきましたけれども、我々もそこまで頭の中で教育事務所もなくていいんじゃないのという話をしていたんですが、ただ、本当にしっかり教育事務所側と市町村の教育委員会側に、どうなんですかと意見を聞いたことがないんですね。本当は先生方に聞く前に我々が前もって必要なんですか、必要じゃないんですか、邪魔になりませんか、中二階的な意味合いのものではないんですかという話も聞くべきだったと思うのです。だから、委員長にお願いですが、やっぱりこの意見がずっと出た以上、教育事務所を置くべきか、あるいは各市町村の教育委員会と教育事務所に行って、我々やっぱり調査すべきですね。それで本来どうあるべきかというのを我々が自分で出して提案するような形に持っていかないと、議論はずっと一緒になると思うのですね。

それを提案して、より一層、3つにされたんですから、ましてやこの宮崎の中部事務所というのは県に本部があるわけですから、本部というのか教育委員会があるわけですから、そこでもいいのかなという気もしますしね。それもまた、我々も勉強せないかんが、もうちょっと地方に任せる、地方分権が叫ばれている折ですから、それも何とかしていただきたいなというふうに思います。これは回答は要りませんが、そのように考えました。

○横田委員長 調査につきましては、また後でお諮りさせていただきます。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、これで教育事務所再編についての説明と質疑応答を終わらせていただきます。急遽来ていただきまして本当に申しわけありませんでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時35分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それではそのようにいたします。

そのほか何もありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時36分閉会